

第六十八回国会
衆議院

建設委員会地方行政委員会連合審査会議録 第一号

(五〇八)

昭和四十七年五月三十一日(水曜日)

午後一時九分開議

出席委員

建設委員会

委員長 龜山 孝一君

理事 金子 一平君

理事 葉梨 信行君

理事 渡辺 武三君

理事 小沢 一郎君

理事 梶山 静六君

理事 古内 弘雄君

理事 山下 徳夫君

理事 井上 普方君

理事 佐野 憲治君

理事 北側 義一君

地方行政委員会

理事 中村 弘海君

理事 山本 弥之助君

理事 門司 亮君

理事 高島 修君

理事 三池 信君

理事 和田 一郎君

理事 出府 國務大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

理事 建設 大臣

〔龜山建設委員長、委員長席に着く〕
○龜山委員長 これより建設委員会地方行政委員会連合審査会を開会いたします。
先例によりまして、私が委員長としての職務を行ないます。
内閣提出、新都市基盤整備法案を議題といたします。

新都市基盤整備法案
新都市基盤整備法
目次
第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 新都市基盤整備事業
第一節 新都市基盤整備事業の認可等(第七
条―第九条)
第二節 土地等の取用の特例(第十条―第二
十一条)
第三節 土地整理
第一款 通則(第二十二條―第二十九條)
第二款 換地計画(第三十條―第三十八條)
第三款 仮換地の指定、換地処分、清算及
び権利関係の調整(第三十九條―
第四十三條)
第四節 処分計画(第四十四條―第四十七條)
第五節 施設用地の処分等(第四十八條―第
五十二條)
第三章 雑則(第五十三條―第六十六條)
第四章 罰則(第六十七條―第七十條)
附則
第一章 総則

第一条 この法律は、人口の集中の著しい大都市の周辺の地域における新都市の建設に關し、新都市基盤整備事業の施行その他の必要な事項を定めることにより、大都市圏における健全な新都市の基盤の整備を図り、もつて大都市における

人口集中と宅地需給の緩和に資するとともに大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「新都市基盤整備事業」とは、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)及びこの法律に従つて行なわれる新都市の基盤となる根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地の整備に關する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

2 この法律において「土地整理」とは、施行区域内において施行者が取得している土地(第七項各号に掲げる土地及び他人の権利の目的となつて土地を除く)の全部又は一部を根幹公共施設の用に供すべき土地又は開発誘導地区に充てるべき土地として集約し、及び施行区域内のその他の土地を集約するために第二章第三節の規定に従つて行なわれる土地の区画形質の変更並びに公共施設(第七項第一号に規定する公共施設をいう)の変更(施行区域内のその他の土地を集約するための必要最少限度の新設を含む)をいう。

3 この法律において「施行者」とは、新都市基盤整備事業を施行する者をいう。
4 この法律において「施行区域」とは、新都市基盤整備事業を施行する土地の区域をいう。
5 この法律において「根幹公共施設」とは、施行区域を良好な環境の都市とするために必要な根幹的な道路、鉄道、公園、下水道その他の公共の用に供する施設として政令で定めるものをいう。

6 この法律において「開発誘導地区」とは、施行区域を都市として開発するための中核となる地区として、一団地の住宅施設及び教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で施行区域内の居住者の共同の福祉若しくは利便のために必要なものの用に供すべき土地の区域

又は都市計画法第十二条第一項第三号に規定する工業団地造成事業が施行されるべき土地の区域をいう。
7 この法律において「当初収用率」とは、根幹公共施設の用に供すべき土地の面積と開発誘導地区に充てるべき土地の面積とを合算した面積から施行者が事業計画の認可又は承認の申請の時に所有している土地(他人の権利の目的となつて土地を除く)の面積を控除した面積の施行区域(施行者が事業計画の認可又は承認の申請の時に所有している土地(他人の権利の目的となつて土地を除く)及び次に掲げる土地で施行者以外の者の所有に係るものの区域を除く)の面積に対する割合をいう。
一 道路、広場、河川その他の政令で定める公共の用に供する施設(以下「公共施設」という)の用に供されている土地で国又は地方公共団体が所有するもの
二 前号に掲げるもののほか、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法律により土地等を取用し、又は使用することができ、事業の用に供されている土地
三 学術上又は宗教上特別な価値のある土地で政令で定めるもの

8 この法律において「確定収用率」とは、根幹公共施設の用に供すべき土地の面積と開発誘導地区に充てるべき土地の面積とを合算した面積から施行者が第十三条第一項に規定する日に所有している土地(他人の権利の目的となつて土地を除く)及び第十條第三項の規定により施行者が取用することができない土地(施行者の所

本日の会議に付した案件

新都市基盤整備法案(内閣提出第一〇〇号)

有に係る部分を除く。の区域を除く。の面積に對する割合をいう。

(新都市基盤整備事業に関する都市計画)

第三條 都市計画法第十二條第二項の規定により新都市基盤整備事業について都市計画に定めるべき施行区域は、市街化区域内の次に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならぬ。

- 一 人口の集中に伴う住宅の需要に應ずるに足る適当な宅地が著しく不足し、又は著しく不足するおそれがある大都市の周辺の区域で、次に掲げる要件を備えているものであること。

イ 良好な住宅市街地が相当部分を占める新都市として一体的に開発される自然的及び社会的条件を備えていること。

ロ 当該区域を住宅市街地が相当部分を占める新都市とするために整備されるべき主要な根幹公共施設に関する都市計画が定められていること。

ハ 人口の集中した市街地から相当の距離を有する等の理由により、当該区域を新都市として開発するうえで、公共の用に供する施設及び当該区域の開発の中核となる地区を先行して整備することが効果的であると認められること。

二 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。

三 一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として五万人以上が居住できる規模の区域であること。

四 当該区域の相当部分が都市計画法第八條第一項第一号の第一種住居専用地域又は第二種住居専用地域にあること。

第四條 新都市基盤整備事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二條第二項に定める事項のほか、根幹公共施設の用に供すべき土地の区域、開発誘導地区の配置及び規模並びに開発誘導地区内の土地の利用計画を定めるものとする。

2 新都市基盤整備事業に関する都市計画は、次に掲げるところに従つて定めなければならない。

一 道路、公園、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二 当該区域が、良好な住宅市街地が相当部分を占める新都市として適正な配置及び規模の根幹公共施設を備えるものとなるように、当該施設の用に供すべき土地の区域を定めること。

三 開発誘導地区については、当該区域の市街化を誘導するうえで効果的であるように配置し、その面積が当該区域の面積の四十パーセントをこえないように定めること。

四 開発誘導地区内の土地の利用計画は、開発誘導地区内に配置されることとなる住宅施設、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設の用に供すべき土地又は都市計画法第十二條第一項第三号に規定する工業団地造成事業が施行されるべき土地の区域の配置及び規模が新都市として適正なものとなるように定めること。

(新都市基盤整備事業の施行)
第五條 新都市基盤整備事業は、都市計画事業として施行する。

2 都市計画法第六十條及び第六十四條の規定は、新都市基盤整備事業には適用しない。

(施行者)
第六條 新都市基盤整備事業は、地方公共団体又は日本住宅公団が施行する。

第二章 新都市基盤整備事業
第一節 新都市基盤整備事業の認可等
(認可又は承認の申請)

第七條 新都市基盤整備事業について都市計画法第五十九條の認可又は承認を受けようとする者は、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 施行者の名称
二 新都市基盤整備事業の名称

三 事業計画
2 前項第三号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 施行区域
二 根幹公共施設の用に供すべき土地として定めるものの配置及び規模
三 開発誘導地区の配置及び規模
四 当初収用率
五 事業施行期間

3 第一項の申請書には、建設省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 施行区域を表示する図面
二 根幹公共施設の用に供すべき土地として定めるものの配置及び規模を表示する図書
三 開発誘導地区の配置及び規模を表示する図書

四 資金計画書
五 その他建設省令で定める図書

4 第二項第一号及び前項第一号の施行区域の表示は、土地に關し權利を有する者が自己の權利に係る土地が施行区域に含まれるかどうかを容易に判断することができものであるなければならない。

(都市計画法の適用の特則)
第八條 新都市基盤整備事業に対する都市計画法の適用に關しては、次に定めるところによる。

一 都市計画法第六十二條第一項、第六十五條第一項、第六十六條、第六十七條第一項、第六十八條第一項及び第七十二條中「事業地」とあるのは、「施行区域」とする。

二 都市計画法第六十二條第一項中「都市計画事業の種類」とあるのは「新都市基盤整備事業の種類、当初収用率」と、「第六十條第三項第一号及び第二号」とあるのは「新都市基盤整備法第七條第三項第一号から第三号まで」とする。

三 都市計画法第六十三條第一項中「第六十條第一項第三号」とあるのは、「新都市基盤整備法第七條第一項第三号」とする。

四 都市計画法第七十二條第一項中「第六十條第三項第一号」とあるのは、「新都市基盤整備法第七條第三項第一号」とする。

第九條 都市計画法第六十七條の規定は、建築物及びその敷地に供されている土地、他人の權利の目的となつてゐる土地、次条第三項に規定する施行者が収用することができない土地並びに第十四條第三項の規定により確定された部分を含まない土地については、適用しない。

2 都市計画法第六十七條第二項の規定により売買が成立したものとみなされる場合(第十四條第三項の規定により確定された土地の部分譲渡をしようとする場合に係る場合を除く)においては、施行者は、届出に係る土地を譲り受けようとした相手方に対して、売買が成立したものとみなされる旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、建設省令で定めるところにより、その通知を受けた日(第十三條第二項の規定による公告の日)に前項の規定による通知を受けた者にあつては、当該公告の日)から三十日以内に、施行者に対し、施行者が取得した土地について、第十四條第三項の規定による確定がされている土地にあつては当該確定された部分以外の部分を、同項の規定による確定がされていない土地にあつては当該土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の部分に指定して同項の規定により確定される部分以外の部分を買収を受けるべきことを請求することができる。

4 前項の規定により買収を受けるべき土地の価額は、施行者と同項の規定による請求をした者とが協議して定める。

5 前項の規定による協議が成立しないときは、同項に規定する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四條第二項の規定による裁決を申請することができる。

第二節 土地等の収用の特則
(土地等の収用の特則)

第十條 施行者は、施行区域(第二條第七項各号に掲げる土地の区域を除く。以下この節において

て同じ。内の各筆の土地について、当該各筆の土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の土地を収用することができる。ただし、第十三条第二項の規定による公告の日前に土地収用法第三十九条第二項の規定による請求があつた土地については、当該土地の面積に当初収用率を乗じて得た面積の土地を収用することができる。

2 施行者は、施行区域内の土地にある土地収用法第五條第一項又は第三項に掲げる権利について、その権利の目的となつてゐる土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の土地の上に存する権利を収用することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 都市計画法第六十二條第一項の規定による告示があつた後に、施行者が当該告示の時における施行区域内の各筆の土地（当該告示があつた後合併された土地については、合併後の土地。以下この項において同じ。）について確定収用率以上の部分を取得したときは、当該各筆の土地については、収用することができない。

4 第一項又は第二項の規定により面積を算定する場合に生ずる端数の処理については、政令で定める。

（補償等について周知させるための措置の特例）

第十一條 施行者は、土地収用法第二十八條の二の規定により補償等について周知させるための措置を講ずる場合においては、同條に規定する事項のほか、当初収用率その他建設省令で定める事項を附加してしなければならない。

（土地の取得のための措置等）

第十二條 施行者は、前條に規定する措置を講じた後、直ちに、建設省令で定めるところにより、施行区域内の土地の所有者に対して、二月を下らない期間を定めて、その所有に係る土地を売却すべき旨の申込みを促す措置を講ずるとともに、施行区域内の土地の取得に努めなければならない。

（確定収用率の届出及び公告）

第十三條 施行者は前條の規定に基づいて定めた期間の満了後二月を経過した日における確定収用率を算定し、建設省令で定めるところにより、都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、建設省令で定めるところにより、確定収用率を公告しなければならない。

（収用すべき土地の部分の指定等）

第十四條 施行区域内の土地の所有者又は土地に關して所有権以外の権利を有する者（先取特権者、質権者、抵当権者、既登記の差押債権者又は既登記の仮差押債権者を除く。以下「関係利益権者」という。）は、前條第二項の規定による公告があつた後、建設省令で定めるところにより、施行者に対し、自己の権利に係る各筆の土地について、施行者が収用すべき土地の部分が各筆ごとに一団のものとなるように指定して、その旨を申し出ることができる。

2 土地の共有者がその共有に係る土地について前項の規定による指定をしようとするときは、当該土地について二分の一をこえる共有持分を有する者の合意に基づかなければならない。

3 施行者は、第一項の規定による申出又は土地の部分の指定してする第九條第三項の規定による買受けの請求があつたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、申出又は請求をした者の立会いを求め、その指定に係る土地について測量を行ない、指定された土地の部分につき、申出又は請求に係る土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の土地の部分に確定し、これを表示した図面を作成しなければならない。

4 第一項の規定により収用すべき土地の部分が指定された場合においては、施行者は、前項の規定により確定された土地の部分以外の土地を収用することができない。

5 第三項の規定による土地の部分の確定は、その確定後新たに土地の所有者又は関係利益権者となつた者についても、その効力を有する。

第十五條 土地の所有者又は関係利益権者が異なつた土地の部分の指定した場合における土地収用法第四章の規定の適用については、それぞれ指定に係る土地の部分について前條第三項の規定により確定された土地の部分の収用しようとする土地とみなす。

2 土地の所有者又は関係利益権者が異なつた土地の部分の指定した場合において、土地の所有者及び関係利益権者の全員の合意に基づき新たな指定がなされたときは、従前の指定は、その効力を失う。ただし、土地収用法第三十六條第一項に規定する土地調査が作成された後における新たな指定については、この限りでない。

（収用すべき土地の部分の指定後に分割又は合併がされた場合）

第十六條 第十四條第三項の規定により同條第一項の規定による指定に係る土地の部分が確定された後は、当該指定に係る土地が分割され、又は合併された場合においても、同條第四項の規定の適用に關しては、当該指定に係る土地につき分割又は合併がされなかつたものとみなす。

（土地所有者又は関係利益権者の指定がない場合の措置）

第十七條 第十三條第二項の規定による公告があつた日から三月を経過しても土地の所有者又は関係利益権者のうち第十四條第一項の規定による指定をしない者があつたときは、施行者は、その者に対して、同項の規定による指定をすることができると旨を通知しなければならない。

2 土地の所有者又は関係利益権者は、前項の規定による通知の後二週間を経過したときは、第十四條第一項の規定による指定をすることができない。

3 前項に規定する期間を経過する日までに土地の所有者又は関係利益権者のうちに第十四條第一項の規定による指定をした者がいないときは、施行者は、収用すべき土地の部分を指定することができる。

（収用する土地の区域を決定する場合における

配慮）

第十八條 土地の所有者又は関係利益権者が異なつた土地の部分の指定した場合における権利取得裁決においては、それぞれの指定に係る土地の所有者及び関係利益権者相互の利益の衡平が図られなければならない。

（権利の収用に關する土地収用法の準用）

第十九條 第十二條から前條までの規定は、土地収用法第五條第一項又は第三項に掲げる権利を収用する場合について準用する。この場合において必要な技術的説解等は、政令で定める。

（買受権）

第二十條 第四十一條において準用する土地区域整理法（昭和二十九年法律第百十九號）第百三條第四項の規定による公告があつた日の翌日以後において、かつ、都市計画法第六十二條第一項の規定による告示の日から二十年以内、事業の廃止、変更その他の事由によつて根幹公共施設の用に供すべき土地又は開発誘導地区内の土地の全部又は一部が不用となつたときは、権利取得裁決において定められた権利取得の時期に土地所有者であつた者又はその包括承継人（以下「買受権者」と総稱する。）は、当該土地が不用となつた時期から五年又は同項の規定による告示の日から二十年のいずれか遅い時期までに、建設省令で定めるところにより、施行者から権利取得裁決によつて収用された土地の面積に等しい面積の土地（当該不用となつた土地の面積が第五項の規定によつて収用された土地の面積を合計した面積に満たないときは、当該不用となつた土地の面積と同項の規定による通知をした買受権者に係る権利取得裁決によつて収用された土地の面積であつた面積の土地）を買受けることができる。

2 前項の規定は、土地収用法第八十二條の規定により土地所有者が収用された土地の全部又は一部について特地上による損失の補償を受けたときは、適用しない。

第一類第十二号（附属の三） 建設委員会地方行政委員会連合審議会議案第一号 昭和四十七年五月三十一日

3 第一項に規定する不用品となつた土地があるときは、施行者は、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を買受権者に通知しなければならぬ。ただし、施行者が過失がなく、買受権者を通知することができないときは、その土地が存する地方の新聞紙に、通知すべき内容を少なくとも一月の期間において三回公告しなければならぬ。

4 買受権者は、前項の規定による通知を受けた日又は第三回の公告があつた日から三月を経過した後に於いては、第一項の規定にかかわらず、買受権者を行使することができない。

5 施行者は、第一項の規定による買受権を行使した者の買受けるべき土地の面積と同項に規定する不用品となつた土地の形状、面積等を考慮して、建設省令で定めるところにより、当該買受けるべき土地がいずれも著しく不整形とならないように定めて、同項の規定による買受権を行使した者と土地の価額について協議しなければならぬ。この場合において、土地の価額は、第三項の規定による通知又は第一回の公告の際における価格とする。

6 第九条第五項の規定は、前項前段の場合について準用する。

7 第一項の規定によりあん分した面積の土地が過小となることにより買受けるべき土地の利用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、施行者は、政令で定めるところにより、同項に規定する不用品となつた土地を利用し易い形状及び規模の土地に分割して同項の規定による買受権を行使した者の競争による入札の方法で売却することができる。

8 前項の場合において、売却価額が時価をこえるときは、施行者は、政令で定めるところにより、そのこえる額の合計額について、第一項の規定による買受権を行使した者に対し、その者に係る権利取得裁決によつて収用された土地の面積によつてあん分した額を払い渡さなければならぬ。

(土地収用法の適用除外)

第二十一条 土地収用法第十一条から第十五条まで及び第三十五条の規定は、施行者が同法第三十条の二において準用する同法第三十条第一項の規定による届出をした後は、適用しない。

2 土地収用法第六十六条及び第七十七条の規定は、第四十一条において準用する土地区画整理法第三十三条第四項の規定による公告の日翌日以後前条第一項に規定する不用品となつた土地については、適用しない。

第三節 土地整理

第一款 通則

(施行規程及び施行計画の決定)

第二十二條 施行者は、土地収用法第三十条の二において準用する同法第三十条第一項の規定による届出をした後、すみやかに、土地整理を施行するため施行規程及び施行計画を定めなければならない。この場合において、その施行計画において定める設計の概要については、建設省令で定めるところにより、都道府県及び日本住宅公団にあつては建設大臣の、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項前段の場合において、施行者が日本住宅公団であるときは、施行規程について建設大臣の認可を受けなければならない。

3 日本住宅公団は、施行計画を定めようとする場合においては、当該施行計画について、あらかじめ、施行区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見をきかなければならない。

4 日本住宅公団は、第一項の認可を申請しようとするときは、前項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添附しなければならない。

(施行規程)

第二十三條 施行規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 土地整理の名称
二 施行区域(施行区域を工区に分ける場合においては、施行区域及び工区。次条第一項において同じ)に含まれる地域の名称

三 事務所の所在地
四 土地整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。)

五 その他政令で定める事項
2 地方公共団体が定める施行規程は、当該地方公共団体の条例で定める。

(施行計画)
第二十四條 施行計画においては、建設省令で定めるところにより、施行区域、設計の概要、土地整理施行期間及び資金計画を定めなければならない。この場合において、土地の集約のために公共施設の新設を必要とするときは、当該新設しようとする公共施設の用に供すべき土地の面積の施行区域の面積から根幹公共施設の用に供すべき土地の面積、開発誘導地区に充てるべき土地の面積及び第二項各号に掲げる土地の面積を控除した面積に対する割合を定めなければならない。

2 施行計画においては、土地整理を施行するために必要な公共施設及び宅地(第二項第七項第一号に掲げる土地以外のものをいう。以下この節において同じ)に関する計画が適正に定められていないなければならない。

3 施行計画においては、土地整理施行期間は適切に定めなければならない。

4 施行計画における設計の概要は、新都市基盤整備事業に関する都市計画に適合して定めなければならない。

5 施行計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(施行計画の決定及び変更)

第二十五條 地方公共団体が施行計画を定め、又は変更しようとする場合については、土地区画整理法第五十五条の規定を準用する。

2 日本住宅公団が施行計画を定め、又は変更しようとする場合については、日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第三十六条第五項から第十五項までの規定を準用する。

3 施行者は、施行計画を定め、又は変更しよう

とするときは、あらかじめ、施行計画又はその変更に関係のある根幹公共施設を管理する者となるべき者に協議しなければならない。

(一団の宅地となる換地の希望の申出)
第二十六條 施行区域内の宅地の所有者は、前条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第九項又は前条第二項において準用する日本住宅公団法第三十六条第十一項の規定による公告があつた日から二月以内に、建設省令で定めるところにより、その所有する宅地について、二筆以上の宅地が一団となるよう、又は他の所有者の宅地とあわせて一団となるよう換地が定められることを希望する旨の申出をすることができ。

2 施行者は、前項に規定する公告があつたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、同項の申出ができる旨を施行区域内の宅地の所有者に周知させる措置をとらなければならない。

(土地整理審議会)
第二十七條 新都市基盤整備事業ごとに、地方公共団体又は日本住宅公団に土地整理審議会(以下この条及び次条において「審議会」という)を置く。

2 審議会は、換地計画及び仮換地の指定に関する事項についてこの法律及びこの法律において準用する土地区画整理法に定める権限を行なう。

3 土地区画整理法第五十六条第二項及び第四項、第五十七条から第六十四条まで並びに第三十条(第一項ただし書を除く)の規定は、審議会について準用する。

4 日本住宅公団法第十九条の規定は、日本住宅公団に置かれる審議会の委員について準用する。

(評価員)

第二十八條 地方公共団体の長又は日本住宅公団総裁は、地方公共団体又は日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同

意を得て、評価員に選任しなければならない。

2 前項の評価員は、非常勤とする。

3 地方公共団体又は日本住宅公団は、換地計画において清算金を定めようとする場合においては、土地及び土地について存する権利の価額を評価しなければならないものとし、その評価については、第一項の規定により選任された評価員の意見をきかなければならない。

4 日本住宅公団法第十九条の規定は、日本住宅公団総裁の選任する評価員について準用する。

(土地区画整理法の準用)

第二十九条 土地区画整理法第七十二条(第一項後段を除く)、第七十三条、第七十七条、第七十八條、第八十条、第八十二条、第八十三条及び第八十五条(第六項を除く)の規定は、土地整理について準用する。

第二款 換地計画

(換地計画の決定及び認可)

第三十条 施行者は、施行区域内の宅地について換地処分を行なうため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が市町村又は日本住宅公団であるときは、建設省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第二項及び第三項の規定は、前項の換地計画について準用する。

(換地計画)

第三十一条 換地計画においては、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 換地設計

二 各筆換地明細

三 各筆各権利別清算金明細

四 換地を定めない宅地その他の特別の定めをする土地の明細

(換地計画の縦覧及び換地計画についての意見書の処理)

第三十二条 施行者が換地計画を定めようとする場合については、土地区画整理法第八十八条第二項から第七項までの規定を準用する。

(換地)

第三十三条 換地計画において換地を定める場合においては、次条の規定により根幹公共施設の利用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てらるべき土地に換地すべき土地として指定されるものを除き、換地及び従前の宅地の地積が照応するように定め、かつ、換地及び従前の宅地の位置、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に勘案して施行区域内において換地が定められる者の衡平が図られるように定めなければならない。

2 土地区画整理法第八十九条第二項の規定は、前項の規定により換地を定める場合について準用する。

(根幹公共施設の利用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てらるべき土地に換地すべき土地の指定)

第三十四条 換地計画においては、新都市基盤整備事業の用に供するため取用により取得した土地及び施行者が所有するその他の土地(第二條第七項各号に掲げる土地を除く)の全部又は一部を根幹公共施設の利用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てらるべき土地に換地すべき土地として指定しなければならない。

(換地を定めるに当たつて一団となるよう配慮すべき場合)

第三十五条 第二十六条第一項の規定により一団となるよう換地が定められることを希望する旨の申出があつた宅地については、当該宅地を一団として用いることが土地の利用上望ましいと認められるときは、換地計画において換地を定めるに当たつて、当該宅地が一団となるよう配慮しなければならない。

(換地計画を定める場合の基準)

第三十六条 換地計画を定めるに当たつては、土地区画整理法第九十条から第九十二条まで並びに第九十五条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定を準用する。

(清算金)

第三十七条 第三十四条の規定により根幹公共施設

設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てらるべき土地に換地すべき土地として指定された土地以外の宅地の換地に伴う清算については、土地区画整理法第九十四条前段の規定を準用する。

(換地計画の変更)

第三十八条 市町村又は日本住宅公団は、換地計画を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第三項の規定は市町村又は日本住宅公団から前項の認可の申請があつた場合について、同法第八十八条第二項から第七項までの規定は施行者が換地計画を変更しようとする場合(建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く)について準用する。

第三款 仮換地の指定、換地処分、清算及び権利関係の調整

(仮換地の指定)

第三十九条 土地整理における仮換地の指定については、土地区画整理法第三章第三節の規定を準用する。

(根幹公共施設の利用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てらるべき土地に換地すべき土地として指定された土地の一括換地)

第四十条 第三十四条の規定により根幹公共施設の利用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てらるべき土地に換地すべき土地として指定された土地は、一括してこれらの土地に換地され、次条において準用する土地区画整理法第三十三条第四項の規定による公告があつた日の翌日において、施行者に帰属するものとする。

(換地処分等)

第四十一条 土地整理における換地処分については、前条に定めるもののほか、土地区画整理法第三十三条、第四十条第一項から第五項まで、第七項及び第八項、第五十五条、第六十六条並びに第七十七条第一項から第三項までの規定を準用する。

(清算)

第四十二条 土地整理における清算については、土地区画整理法第一百条第一項から第六項まで及び第八項、第一百一十一条第一項並びに第一百十二条の規定を準用する。

(権利関係の調整)

第四十三条 土地整理に伴う権利関係の調整については、土地区画整理法第三章第七節の規定を準用する。

第四節 処分計画

(処分計画)

第四十四条 施行者は、建設省令で定めるところにより、処分計画を定めなければならない。

2 処分計画においては、根幹公共施設の利用に供すべき土地及び開発誘導地区内の土地(以下「施設用地」と総称する)の処分方法及び処分価額に関する事項並びに処分後の開発誘導地区内の土地の利用の規制に関する事項を定めなければならない。

(処分計画の認可等)

第四十五条 施行者は、処分計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。これを要しないようとする場合(建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く)においても、同様とする。

(処分計画の認可等)

2 第二十五条第三項の規定は、施行者が処分計画を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

(処分計画の基準)

第四十六条 処分計画においては、都市計画において定められた開発誘導地区内の土地の利用計画を実現するため適切かつ効果的であるように当該地区内の土地の処分方法を定めなければならない。

行に要する費用を基準として定めなければならない。

第四十七条 処分計画においては、政令で特別の定めをするものを除き、根幹公共施設の用に供すべき土地は当該根幹公共施設を管理する者となるべき者に、開発誘導地区内の土地は当該地区内の土地を都市計画において定められた当該土地の利用計画に適合するように造成することとなる国、地方公共団体、日本住宅公団又は地方住宅供給公社に譲り渡すように定めなければならない。

第五節 施設用地の処分等
第四十八条 施行者は、施設用地をこの法律及び処分計画に従つて処分しなければならない。
2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう施設用地の処分については、当該地方公共団体の財産の処分に關する法令の規定は、適用しない。

(実施計画の認可等)
第四十九条 施行者又は開発誘導地区内の土地を施行者から譲り受けた者(第四十七条の政令において特別の定めをするものを譲り受けた者を除く)は、当該地区内の土地を当該土地の上に建設されることとなる施設の敷地として造成しようとするとき(工業団地造成事業を施行しようとする場合を除く)は、建設省令で定めるところにより、当該土地の造成及びその土地の上に建設されることとなる施設の建設に關する実施計画を定め、国及び都道府県以外の者にあつては、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを變更しようとする場合(建設省令で定める軽微な變更をしようとする場合を除く)においても、同様とする。

2 施行者若しくは開発誘導地区内の土地を施行者から譲り受けた者又はこれらの者から造成された敷地を譲り受けた者(次条の規定により建築物を建築しなければならない者を除く)は、前項の実施計画をすみやかに実現するように努めなければならない。

3 第一項の実施計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(建築物の建築義務)
第五十条 施行者から第四十七条の政令において特別の定めをするものを、又は実施計画に基づき敷地を造成した者から教育施設、医療施設、購買施設その他の施設で、施行区域内の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものを建築すべき土地を譲り受けた者(その承継人を含む)ものとし、国、地方公共団体、日本住宅公団及び地方住宅供給公社を除く)は、その譲受けの日から二年以内に、処分計画又は実施計画で定める建築物を建築しなければならない。

(開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限)
第五十一条 第四十一条において準用する土地区画整理法第三十三条第四項の規定による公告の日翌日から十年間は、開発誘導地区内の土地(工業団地造成事業を施行すべき土地を除く)以下この項において同じ)又は当該土地の上に建築された建築物に關する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、建設省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 当事者の一方又は双方が、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社その他政令で定める者である場合
二 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
三 滞納処分、強制執行、競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合
四 土地収用法その他の法律により収用され、又は使用される場合

2 前項に規定する承認に關する処分は、当該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受けるものであ

るかとか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の土地の利用の規制の趣旨に従つて当該土地を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。

3 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の土地の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附することができ、この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(買戻権)
第五十二条 施行者が処分計画に従つて開発誘導地区内の土地を譲り渡す場合又は実施計画に基づき敷地を造成した者がその敷地を譲り渡す場合においては、これらの者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百七十九条の定めるところに従い、当該譲渡の日から第四十一条において準用する土地区画整理法第三十三条第四項の規定による公告の日の翌日から十年を経過する日までの期間を買戻しの期間とする買戻しの特約をつけないなければならない。

2 前項の特約に基づく買戻権は、開発誘導地区内の土地若しくは敷地を譲り受けた者又はその承継人が第五十条若しくは前条第一項の規定に違反した場合又は同条第三項の規定により附された条件に違反した場合に限り、行使することができない。

3 前項の規定にかかわらず、同項の土地若しくは敷地又はその上に建築された建築物に關し前条第一項の承認を受けて権利を有する者があるとき、又は前項の違反事実があつた日から起算して三年を経過したときは、第一項の特約に基づく買戻権は、行使することができない。
4 第一項の規定により買戻した土地又は敷地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。

する者又は施行者は、新都市基盤整備事業の施行の準備若しくは施行に必要な測量を行なうため、又は仮換地若しくは換地の位置を表示するため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。
2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)
第五十四条 新都市基盤整備事業を施行しようとする者又は施行者は、新都市基盤整備事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地を管轄する登記所に對し、又はその他の官公署の長に對し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(費用の負担)
第五十五条 新都市基盤整備事業に要する費用は、施行者の負担とする。

(新都市基盤整備事業の引継ぎ)
第五十六条 現に施行されている新都市基盤整備事業の施行区域となつてゐる土地の区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新都市基盤整備事業を施行することができない。

2 現に施行されている新都市基盤整備事業の施行区域となつてゐる土地の区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合においては、その新都市基盤整備事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。

3 前項の規定により新都市基盤整備事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が新都市基盤整備事業の施行に關して有していた権利義務(その者がその施行する新都市基盤整備事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

4 第二項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により従前の施行者がした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者がしたものとみなし、従前の施行者に対してした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者に対してしたものとみなす。

(関係簿書の備付け)

第五十七條 施行者は、建設省令で定めるところにより、新都市基盤整備事業に関する簿書をその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係人から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第五十八條 施行者は、新都市基盤整備事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居住その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の規定による公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(資金の融通等)

第五十九條 国は、施行者に対し、新都市基盤整備事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(施行者等に対する監督)

第六十條 建設大臣は施行者である都道府県又は日本住宅公団に対し、都道府県知事はその他の施行者に対し、それぞれ、それらの者が行なう工事又は処分が、この法律、この法律に基づく命令又は新都市基盤整備事業である都市計画事業の内容、施行計画、換地計画若しくは処分計画に従つていないと認める場合においては、新都市基盤整備事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、工事の中止若しくは変更

又は処分の差止めその他必要な措置を命ずることができ。

(報告、勧告等)

第六十一條 建設大臣は施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村に対し、それぞれの施行する新都市基盤整備事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する新都市基盤整備事業の施行の促進を図るため必要な報告、助言若しくは援助をすることができ。

(根幹公共施設及び関連公共施設の整備)

第六十二條 処分計画に従つて施行者から根幹公共施設の用に供すべき土地を譲り受けた者は、すみやかに、根幹公共施設を整備するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、新都市基盤整備事業の施行に關連して必要となる公共施設及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備に努めるものとする。

(新都市基盤整備事業と鉄道等の輸送施設又は工業団地造成事業との関係の調整)

第六十三條 建設大臣は、新都市基盤整備事業に關する都市計画を定め、又は認可しようとする場合においては、あらかじめ、鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見をきかなければならない。

2 建設大臣は、開發誘導地区に都市計画法第十二條第一項第三号に規定する工業団地造成事業が施行されるべき土地の区域を定める新都市基盤整備事業に關する都市計画を定め、又は認可しようとする場合においては、あらかじめ、工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見をきかなければならない。

(不服申立て)

第六十四條 次に掲げる処分については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

一 第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十五條第一項において準用する土地区画整理法第五十五條第十二項若しくは第二十五條第

二項において準用する日本住宅公団法第三十六條第十四項の規定による認可

二 第二十五條第一項において準用する土地区画整理法第五十五條第四項(同条第十三項において準用する場合を含む)若しくは第二十五條第二項において準用する日本住宅公団法第三十六條第八項(同条第十五項において準用する場合を含む)又は第三十二條において準用する土地区画整理法第八十八條第四項(第三十八條第二項において準用する場合を含む)の規定による通知

2 前項に規定するものを除くほか、施行者がその施行する土地整理に關し、第二章第三節の規定に基づいてした処分その他公権力の行使に當たる行為(以下この項において「処分」という)に不服がある者は、市町村がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は日本住宅公団がした処分にあつては建設大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができ。

3 前項の審査請求につき都道府県知事がした裁決に不服がある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができ。

(不動産登記法の特例)

第六十五條 施行区域内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

(政令への委任)

第六十六條 この法律における土地区画整理法の準用について必要な技術的説替えその他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第六十七條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十九條において準用する土地区画整理法第七十二條第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五十條の規定に違反して、処分計画又は実施計画で定める建築物以外の建築物を建築

した者

三 第五十一條第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、開發誘導地区内の土地又は当該土地の上に建築された建築物を権利者に引き渡した者

四 第五十一條第三項の規定により一定の用途の建築物を建築すべきことを内容とする条件を附された者で、その条件に違反して、その用途以外の建築物を建築したもの

第六十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

第六十九條 第五十三條第二項の規定に違反して同条第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十條 第五十一條第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない箇月内において政令で定める日から施行する。

(都市計画法の一部改正)

2 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十二條第一項に次の一号を加える。

五 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第

号)による新都市基盤整備事業(第五十五條第一項中「土地区画整理事業」の下に「及び新都市基盤整備事業」を加える。

(建築基準法の一部改正)

3 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項第二号中「又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)を、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)又は

新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第
号)に改め、同項第四号及び第五号中「又は
都市再開発法」を「都市再開発法又は新都市
基盤整備法」に改める。

4 公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正
七年法律第 号)の一部を次のように改正
する。

第四号第一項第四号中「前三号」を「第一号
から前号まで」に改め、同号を同項第五号と
し、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 都市計画法第十二条第二項の規定により
新都市基盤整備事業の施行区域として定め
られた土地の区域内に所在する土地

(日本住宅公団法の一部改正)
5 日本住宅公団法の一部を次のように改正す
る。

第三十一条中第十四号を第十五号とし、第十
三号を第十四号とし、同条第十二号の次に次の
一号を加える。

十三 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律
号)による新都市基盤整備事業を
施行すること。

(建設省設置法の一部改正)
6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三
号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中第二十二号の四を第二十二号の五と
し、第二十二号の三の次に次の一号を加える。

二十二の四 新都市基盤整備法(昭和四十七
年法律第 号)の施行に関する事務を
管理すること。

第四号第三項中「同条第二十二号の三」の下
に「及び第二十二号の四」を加え、同条第七項
中「第二十二号の四」を「第二十二号の五」に
改める。

第四号の二第三項中「同条第二十二号の三」
の下に「及び第二十二号の四」を加える。

理由

現下の宅地の需給状況にかんがみ、人口の集中
の著しい大都市の周辺の地域における新都市の建
設に關し、新都市基盤整備事業の施行その他必要
な事項を定めることにより、大都市圏における健
全な新都市の基盤の整備を図り、もつて大都市に
おける人口集中と宅地需給の緩和に資するととも
に大都市圏の秩序ある発展を期する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

○龜山委員長 本案に対する提案理由等は、お手
元に配付してあります資料によって御了解願うこ
ととし、直ちに質疑を行ないます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許し
ます。山本弥之助君。

○山本(弥)委員 本法案は、人口、産業の都市へ
の集中の抑制をするために、大都市の周辺の地域
に計画的な宅地開発を推進するために、新しい都
市計画事業といたしまして宅地開発制度を創設す
るという趣旨でございます。いままで都市計画事
業といたしましては、区画整理事業だとかあるは
新住宅開発事業だとかいう手法によりまして進
めてまいりましたのでありますが、これは宅地審議
会の答申もあつた関係もありますが、新しい手法と
いたしまして、施行区域の地域住民の土地所有者
から協力を得るといふ意味におきまして、均等に
負担をしてもらうという新しい手法と考へるの
であります。その点におきましては、従来の都市計
画事業に加えまして地域住民の協力も全般的に得
るという意味におきまして、私は一応評価をいた
しておるわけでありまして、

そこで内容につきまして若干質問いたしたいと
思いますが、この法案の第一条によりまして、大
都市の周辺の地域というふうに規定がなされてお
るわけでありまして、また第三条の規定によりまし
て、相当規模の大きい、五万人の人口を居住でき
るような規模以上、あるいはその地域といたしま
しては、比較的住宅その他の建築物の少ない山林
原野、あるいは農地の多い地域を選ぶというふう
になっておるわけでありまして、この法案の趣旨

からいいますと、いわゆる首都圏あるいは近畿
圏、中部圏というふうな、そういう三大都市圏
の圏域内に新しい手法によって宅地を造成する
という考え方がありますが、その点をまずお聞き
したいと思ひます。

○高橋(弘)政府委員 御趣旨のように、三大都市
圏におきましては既成市街地からの人口、産業の
分散を目ざしてこの新手法を適用することができ
るわけでございますが、同時に、先生のいまおつ
しゃいました第一条の目的からいまして、大都
市の周辺の人口、産業の集中の著しい地域、宅地
需要の著しい地域でございますが、それ以外の、
三大都市圏以外におきましても、地方の大都市、
たとえば地方の中核都市というふうなものの周辺
におきましてもこの事業は適用することができ
るわけでございます。

○山本(弥)委員 従来、地方の中心都市あるいは
地方都市におきましては市街地の開発事業だと
か、あるいは区画整理事業というこによりまし
て、既存の都市の道路の拡幅あるいは新住宅地帯
の造成ということを実施してまいりましたわけ
でございますが、今回の措置は、もとより大都市の
周辺は、大都市の人口集中を抑制するという意味に
おきましても、その大都市圏に宅地造成すること
によつて集中的に新しい都市が造成されるという可
能性が比較的大きいわけでありまして、当然そ
の考え方に立つことはわかるわけでありまして、
ども、地方の都市におきましても、区画整理事業
によりまして当然減少の問題が出てまいるわけ
ですね。したがって、こういう新しい手法、た
とえば地域住民の全土地所有者の協力を得ながら
新しい町づくりをするというふうな考え方は、地
価の高騰、あるいは土地所有者の将来の町づく
りの協力を得るといふ意味におきましては、地方に
おきましても人口の一割以上の増加を示してお
る地域があるわけでありまして、しかもそれらの
周辺は市街化区域に指定もされておるといふこ
とになります、当然そういった大都市の周辺地域
の開発ということにつきましても、この新しい手
法、都市計画事業としての新しい手法を考慮すべ

きではないかというふうに私は考へるわけであり
ます。もう一つは、制限からいまして、五万人
以上の町づくりということに制限をされておるわ
けでございますが、五万人といふと、住区とい
いますか、大体小学校単位一住区といふと一
万人というのが常識になっておりますが、五住区
の町づくりという新しいニュータウンの建設にな
るわけでありまして、しかし地方都市の周辺にお
きましても、あるいは一住区、二住区というふうな
見当でこの用地を確保するといふ意味においての
町づくりを行なわなければならない、またその必要
性もあるのじゃないかと思ひます。そういう
いうことから考えますと、そういうふうな一住区
あるいは二住区というふうな単位でのこの新しい
都市計画の手法を用いての町づくりということ
は、その点につきましてもどういふふうな考へ
でございますか。

○高橋(弘)政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、この新しい法律による手法は、地方都市にお
きましても、大都市の周辺でそういう条件が整
えばできるわけでございます。そういう意味にお
きましては先生の御趣旨のとおりでございます
けれども、先生の申しやうのとおり、この条件とし
まして相当規模のもの、人口五万以上というふうな
制限があるので、これをもう少し下げたら、ほかの
地方都市においてもいろいろのこいう手法を利用
するたために、もっと基準を下げたらというお話
だろうと思ひます。この新しい法案を出した趣旨
のものは、総合的な土地対策の観点及び国土の有
効利用という観点からのものでございまして、したが
りまして、私どもが考へておりますこの手法によ
る新しい都市といふものの性格は、母都市からの
ベッドタウンといふことでなくて、むしろ半独立
型のものであるといふふうに考へておる次第で
ございまして、つまり、地方都市におきましても、母
都市の市街地を拡大していくといふものでなし
に、一応都市機能としては半独立的な機能を持
った都市をつくり上げるということでございます
したが、いまして、そういう見地からいいますとあ

る一定の規模、相当の規模でなければ、その都市におきまして都市機能をいろいろ持つ、大體日常の生活はその地域でできるということではなければいけませんからそういう規模にいたしたのでございまして、五万人というのは、先生も御承知のとおり、市となる条件が五万人ということでございます。しかしながら、先生の御承知のとおり、三大都市圏だけでなしに、地方の大都市におきまして、この周辺におきましてやはりその圏域における一体的かつ有機的な整備をはかるという意味で、こういう手法を用いるということではございろうというふうに考えている次第でございます。

○山本(弥)委員 私の上申しているのは、法案全体を貫く趣旨につきましてはよくわかるわけでありまして、しかし、私の評価いたしておりますのは都市計画の手法なんです。都市計画の手法からいいますと、当然一万とかないし二万とかいうような町づくりを、その地域住民のほとんど、土地所有者の大多数の協力によって新しい町づくりをやるといふ場合に、従来の手法がすでに行き詰まっておりますことであるならば、こういう手法も加味したものを地方都市の建設に都市計画事業として考えることがいいのではないかと、そういう余地を残しておく必要があるのではないかと、かように考えておりますので、その点をお尋ねしているわけでありまして。

○高橋(弘)政府委員 先生の御趣旨、よくわかりましたが、この新しい手法というのは、先ほどから申し上げておりますように、相当大規模な新都市を建設するといふ場合の手法、つまり大規模な新都市建設をするための大規模な宅地開発というようなものにつきましては、用地取得が非常にむづかしいでございます。したがって、新しい手法によりましてこの事業の進捗をはからなければ新都市ができませんということから、こういう法案を提出して御審議願っているわけでございます。ただ、こういう規模までいかない中小のものにつきましては、従来の手法である区画整理事業、また新住事業というようものの手法でそんに行き

詰まりは来たしてないということが私どももいえると思ひます。したがって、今回は、そういうことで用地取得その他で非常に行き詰まりを来たしておりますところのそういう大規模開発につきまして、その問題点を解決したということではございまして、中小の規模のものにつきましては従来の手法でできるといふように考えておりますけれども、先生の御趣旨のように、なおこういうような手法も今後の推移によりまして十分検討していただく必要があるのではないかと、かように考えている次第でございます。

○山本(弥)委員 将来検討されるということではありますので、時間の関係でこれ以上申し上げませんが、今後急激に都市をつくるということであるならば、大都市も地方都市もいわゆるスプロール化してまいる形勢においては変わりはないわけなんです。しかも部分的に、公共施設の充実のために土地確保について相当高価に買収しなければならぬということがあり得ること、農村の都市化への一つの要期においては、市町村の地方自治のたまたまから考えても、ある程度まで地域の土地所有者多数からの協力を得るということが、将来の都市運営といふことが、あるいは自治体の運営からいって非常に好ましい姿である。だから、そういう手法が必要が少くないということによって道を閉ざしておくと、これは適當ではない。十分将来御配慮願いたいと思っております。

それから次に、新しく新都市をつくり上げる基盤を整備しなければならぬといふところは、条件にもありますとおり、建築物の比較的少ないところといふことになっておるので、先ほど申し上げましたように、あるいは高く山林だとかあるいは原野、農地といふところが多いのではないかと。そういう場合に、そういう地帯の新しい町をつくってまいります地方公共団体、具体的に申し上げれば市町村の現状との関連からいくと、どの程度の規模の市町村に対して考えていくのか。あるいは一定の人口あるいは財政力を持った市町村に限定されるのかどうかということにつきましてお聞かせを願ひます。

○高橋(弘)政府委員 この事業を施行します区域につきましては、先生もう御案内のとおりでございますが、この地域をきめる場合には、第三条にも一項目ございまして、自然、社会的な条件で一体として開発することが必要な区域を施行区域としてきめるわけでございます。その際におきまして、先生の御趣旨はその行政を担当する市町村の財政力も勘案するのといふ御質問だろと存じますけれども、私も、市町村の財政力といふことはこの区域をきめる場合には考えていないわけではございまして、いま申し上げたようなその他のいろいろな自然的、社会的な条件というものが、この施行区域の中には、行政単位というものはもちろん多いし、相当の規模でございまして、その行政組織の問題、また財政力の非常に乏しい市町村といふものに対する財政負担力をどうするかという問題につきましては、また別途いろいろな角度から検討する問題が多かろうと存じます。それは関係の自治省とも十分協議をしながら、私もこの事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○山本(弥)委員 財政力ということばを使いましたので誤解を招いたかと思うのでありますが、私の申し上げるのは、たとえば宇都宮のように人口二十万以上の都市の市街化区域を想定されておるのか。あるいは一万、二万の町村の区域をも想定されておるのか、そういう地域にもニュータウンの適地であるならば建設するといふことを考えておられるのか。あるいは複数の、二以上の市街化区域の市町村にまたがって考えておられるのか。

○高橋(弘)政府委員 第三条の条件に当てはまるものでございしましたならば、これはさつきも申し上げましたように、複数の市町村といふことも考えられます。したがって、宇都宮のような大都市以外でも、その周辺地域で、宇都宮の地域も市街化区域であるし、また近隣の町村といふものもその地域に含まれることが妥当であるということでは

する区域が多少多いというふうな構想でございましょうか。

○高橋(弘)政府委員 根幹公共施設につきましては、従前からどのくらいそういうふうなものがあるか、そういう公共施設がすでにあるかということ、また地域によりましては相当差異がございしますので、これははっきり書いていないわけでございますけれども、やはり先生のおっしゃったような大体二〇％以内であろうかと存じます。場所によりましてはもっと少ない。しかし大体二〇％ということになりまして、残り八〇％ですから、民有地も四〇％ということ、先生おっしゃるとおり、ほぼ、根幹公共施設を除いたあとを開発誘導地区と民有地ということとで折半するという事になるかと存じます。

○山本(弥)委員 次に、今回の措置は従来の区画整理事業と違ひまして、いわゆる減歩という措置を行なわないわけでありまして、そういったことと、必要とする面積に収用率をかけた面積を均等に買取することになると思うのです。そういったことと、減歩でなくて、おそらく土地所有者が一定の割合で金銭買取されるということになるのではないかと思います。その点を確認することと、それからもう一つ、おそらく山林、原野、農地であれば相当の面積を持つておられると思うのでありますが、ただいまお聞きいたしましたところからいいますと、農用地帯といえども半分の買取となりますと、農用地帯の面積として、都市における個人の住宅の敷地といえは五十坪あるいは六十坪程度の敷地とせんけれども、新しく開発される地域住民の協力を得るということになれば、あるいは少なくとも百坪くらいはやはり農地であれば確保しておかなければならぬ。あるいは中にたまたま住宅があつて、それは半分、いわゆる五〇％買取されるということになれば非常に僅少な面積しか残らないということになるわけでありまして、そういう場合の最小限度の面積は残してやるんだというふうな関係はどうなるのか。それからもう一つ、買取価格であります、これは密集地帯の区画整理です

と、減歩した面積とそれから新しく換地されるのと、便益によりまして評価がひとしくなるというふうな計算をするわけでありまして、今回とりあえず買取をするということでありまして、価格差というのは現状から推定した価格だけを考慮すればいいのじゃないかと思ひます。そういうやり方をおとりになるのかどうか。以上二、三点、一緒に申し上げましたが、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○高橋(弘)政府委員 第一点の四割の開発誘導地区につきましては、先生の御質問のとおり、これは有償で買取するということになるわけでございます。ただ、先生御承知のとおり、この手法によりまして残りますのは四割程度の民有地といたるものにつきまして、これは最小限度宅地としてあとで使えるというために、また防災上の見地から、最小限度の公共施設の新設をする必要がございします。区画街路みたいなものが必要でございします。そういうものにつきましては最小限度の無償減歩というものを私もあわせて考えているわけでございます。

それからもう一つは、この半分だけ公的に取得し、あと残りは半分になりますけれども、これは非常に小さいと利用できないのじゃないかと、いわゆる過小宅地の問題についての御質問だらうと存じます。この点につきましては先生のおっしゃる通りでございますけれども、私ども区域内におきましてこういうものはそうたくさんはないと考へておりますけれども、例外的にこういう過小宅地が出てくることはもちろん趣旨としてよろしくないことではございしますので、一つは、御承知の土地収用法の場合におきまして、用地買取のときにかえり地を補償するという処置がありまして、地域外でもございまして、土地所有者がそういう希望がございしたならば、施行区域外でかえり地をあっせんしたとか、またかえり地を補償するという方法もございします。それからもう一つ法律の手法で考へておりますのは、そういう半分になりまして、それが一定基準以下の面積になると、私も、一定基準を区画

整理法の場合と同じように百平米というふうな考へておりますけれども、それ以下になる場合におきましては、大きな宅地の面積を減じて、そして小さい宅地にこれを増して換地する、増し換地というものを考へておるわけではございまして、そういう一定基準以上にして換地をいたしたいです。これはもちろん清算の問題は伴うわけではございします。そういうことによりまして過小宅地のないようになつておる次第でございします。

最後の点につきましては、大体先生の御趣旨のとおりと思ひます。

○山本(弥)委員 もう二点ほどお聞きしたいと思ひます。この措置によりまして、最後には土地収用するわけではございします。売り主は当然税制上の特別措置がとられると思うのでありますが、そのとおりでございしましょうか。

もう一点は、市街化区域という限定がなされておるわけでありまして、市街化区域と調整区域を含めての施行区域を指定する必要がある場合は、一応市街化区域に編入して措置をするという手法をとられるわけですか。

○高橋(弘)政府委員 土地を公に提供する場合の税の特別措置というものは、先生御承知のように千二百万の控除ということになる。これはこれについても同様でございします。

第二点の、この施行区域は市街化区域ということになつておりますけれども、その施行区域が、先ほどから話が出ておりますように、三条の条件に当てはまらず、それが市街化区域だけであるという場合には、調整区域も編入してやる必要があるという場合におきましては、これを市街化区域に編入する手続を、都市計画法上のいろいろな慎重な手続を経まして、市街化区域にいたしまして事業を施行するということになるわけではございします。

○山本(弥)委員 今回の法案が成立いたしますと、直ちに本年度からこの法案によりましての新都市建設整備事業というものが遂行されると考へるわけでありまして、そういう必要性があつてこの法案をつくるので、すでに大都市圏におきましてもそういう要望の市町村が多いと思ひるのであり

ます。そこで、施行者は地方公共団体及び住宅公団になっておるわけではございしますが、私どもの考へは、住宅公団の力を借りることも、すでに市街化区域については相当住宅公団が大きな役割りを果たしているわけでありまして、しかし将来の町づくりのことを考へますと、できるだけ市町村がその施行者となつて推進をしていくことが、地域住民との関係からいいますと好ましいのじゃないか、私はかように考へるわけでありまして、それにいたしまして、この計画を進めずには相当の職員を必要とし、また相当の計画を持った技術者も必要になるということから考へますと、ある程度まで、計画作成の段階から当然私は事務的な補助というものを考へなければならぬのじゃないか。ことに、自治省もお見えになつておりますので自治省からもお伺ひしたいのですが、広域市町村圏というふうな計画を立てましてその計画を進めていく場合に、当然自治省から補助金が出てくるわけなんですか。こういふ基本的な町づくりをやるという場合に、私は、事務費についてあるいは計画作成の段階から相当な補助金を出してやらすが当然ではないか、かように考へるわけでありまして、予算を計上しておられるのかどうか。この点、建設省、自治省、両方から、時間の関係がありますのでお聞きたいと思ひます。

さらに、計画作成の段階における事務費補助ばかりではなくて、ある程度用地の買取が済みまして、土地の造成あるいは公共施設の整備を逐次、相当先行投資的に進めなければならぬということになりますと、当然地方公共団体、市町村に対する財政的な圧力となり、それだけ行政需要がございしますので、人口急増地帯でありまして、これに対する交付税の配分は当然なされるのでありまして、いろいろな事業を遂行してまいります上に、最近私どもは数え切れないくらい、地方公共団体に対しては議員立法その他の立法によりまして補助金のかさ上げをやつておるわけでありまして、こういう町づくりにつきましまして、当然特別立法によつて補助金のかさ上げということを真剣に考へなければ、せつ

く五年ないし十年以内ということで新都府を建設するといふことがちやうどなりましたと、これはかつて計画倒れになる心配もあるわけでありまして、そういった時限立法的な補助金のかさ上げといふことによりまして私は考慮しなければならぬのじゃないか、こう考えるわけでありまして。しかも、単に補助金のかさ上げのみならず、いろいろな、たとえば保育所があつて小学校がない、小学校があつて保育所がないというような関係各省の縦割り行政との関連において、緊密な連絡のとれた、老人層の多いときには老人ホームを先行する、あるいは保育所に入所する児童の時代になれば保育所を建設するといふふうな、相当各省が協力して町づくりをしていくという体制をとらなければならぬと思ふのであります。それに対する配慮、いわゆる行政指導の面における配慮と財政面における助成といふことが必要になつてまゐるのではないかと思ふのでありますが、その点につきまして建設省、自治省、両方から承りたいと存じております。

○高橋(弘)政府委員 第一点の事務的経費についての補助金等の財政措置でございます。この私どもの新しい手法によります事業は、当面首都圏一カ所、近畿圏一カ所というふうに、そんなに敷の多いものではございません。相当規模のものでございますからそんなに多いものではございません。したがつて、私も、具体的にどの県がやるか、また住宅公団がやるかといふようなことはまだはつきりしていません段階でございますので、具体的にどういふふうだといふことはきめていないのでございますけれども、調査及び準備の進みぐあひによりまして、関係の自治省とも十分連絡をとりまして、先生の御心配のないようにいろいろ考えたいといふように思ひます。

それから第二点の、こういう新しい町づくりに伴ひましての地方公共団体の財政負担の問題でございます。特に関連公共公益施設の整備に相当の地方団体の負担が要るのは従来からいろいろ問題視されてるところでございますが、この新しい新都府基盤整備事業というものによります地方公

共団体の負担というものは、従来の新住宅市街地開発事業とか区画整理事業というふうなものの地方団体の負担に比べて特に膨大になるというものではございません。しかしながら、こういう宅地開発に伴ひましての関連公共施設の整備に要する経費のために、地方公共団体の負担が相当多くなります。この問題につきましては、先生の御承知のとおりでございます。昭和四十二年からは五省協定で関係各省落ちのまいり、縦割りにならぬように十分協力してまいつておる次第でございますけれども、先生のおっしゃつたような対象の施設の問題、それから補助金のかさ上げの問題、その他この問題につきましてもいろいろ問題点がございまして、したがつて、私も、この新都府基盤整備事業のほか、一般の宅地開発に關連しての地方公共団体の財政負担を軽減するために特別の措置を考えたいといふふうに思ひ、目下いろいろ大臣の指示をいただきまして検討している次第でございます。それを関係の自治省その他関係の省庁と十分詰めて、早急にこの結論を出していきたいといふふうに考えておる次第でございます。

○鎌田政府委員 新都府基盤整備事業に伴ひまして関係市町村の財政負担が重くなることは事実でございます。これにつきましては、建設省のほうからお答えございましたが、当面の問題といたしましては、一つは五省協定の拡充と申しますか、それから住宅公団等が行なつております場合、学校用地あるいは道路用地等について減額譲渡の制度がございまして、こういったものも活用する、これが第一段かと思ふのであります。それから第二の問題といたしましては、今国会におきましても地方行政委員会等におきまして各委員から非常に御要望のございました、いわゆる人口急増地域の市町村に對しまする財政援助措置、これが当然この場合にも当てはまるわけでございますので、それをひくくめまして、この人口急増地域に對しまする公共公益施設、こういったものに對しまする国庫補助率のかさ上げ、その他交付税あるいは地方債等の措置を講じまして万全の措置

を考えてまいりたい。ただ、何ぶんにもまだ現段階におきましては、具体的にどの地点においてどういふ事業が張りつゝいてまゐるかといふことは私もつかめておらない段階でございますが、財政的な措置といたしましては、ただいま申しました人口急増地域の問題を第二の問題といたしまして、明年度拡充をはかつてまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○山本(弥)委員 約束の時間が参りまして恐縮でございますが、最後に大臣にお聞きしたいと思ふのであります。今回の法案は一つの町づくりの手法なんです。しかもこの手法は、従来のやり方が、都市計画事業が地価の高騰によりまして遂行できなくなつた所産であるともいえるわけなんです。問題は、大都市のみならず地方におきましても、最近の情勢は、東京あるいは関西方面から、岩手県のような僻地におきましても宅地といわず山林といわず相当大金を持つて買ひあさつておるような状況なんです。地元、山林には手が出ない。しかし、東京や大阪周辺の方は、それは安いといふことで買ひあさつておるというものが現状なんです。い

わば町づくりの手法も必要であることは当然なんですけれども、問題は地価対策、土地対策、総合的な対策なんです。しかも最近景気が悪いといふわりには金があふつておる。だぶつておる金を、法人やその他、いわゆる土地会社、不動産会社のみならず、一般の法人を含めて、土地に投資をするという傾向は著しいものがあるわけですね。このことが将来の町づくりに支障を来たしておることは事実なわけなんです。したがつて、詳しくは申し上げませんが、いわゆる公示価格を権威あらしめるようにするとか、税制面も相当地きいものにする。あるいは法人の土地の買ひあさりに対して、大蔵省からの金融機関に対する監視指導の強化といふことばかりでなく、法律的に大きな手を打たなければならぬ。あるいは市町村長に権限を持たせる。先般、建設省と自治省との共管の公有地拡大促進法案を私も審議

したわけがあります。これなんかも、先買ひ権はあるにしても、話がまとまらなければならぬ。しかも売買契約が成立してからでなければ届け出ができないという法案なんです。これでは地価対策、土地対策といふもののきめ手にならぬわけでありまして、前進ではあるけれども、きめ手にならない。そういったものと、歴代の大臣はいろいろ案を出されたやうであります。みんな机上の案としてそれにとどまつておるわけでありまして、佐藤内閣も末期的になつたやうであります。大臣はどうかお残りになつて、ひとつ大きな問題に取り組んでもらわなければいかぬ。それで初めてこういう法案が生きてくるのじゃないか。税制の問題、あるいは地価の徘徊がある程度まで有効な、単に公示地点を決定していくといふことじゃなくて、基準になつて地価の値上がり防止できるというやうな制度。市町村長に対する権限の強化あるいは一般経済情勢における総合的な対策、これらをぜひやつていただかなければならぬのであります。大臣の本格的に基本的な土地対策あるいは地価対策に取り組み決意を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○西村国務大臣 この法律は、地価の安定ということについて直接的にはどれだけ効果があるか疑わしいのでございます。しかし、宅地が少ないからといふことで、なるべく大規模にやろう、それに少し手先を変えてやろうといふことでございまして、したがつて、これはこの法律としてぜひともお願いしたい。いま申されました、どうも土地が投機の対象になりやすいからあつちから買われておるじゃないか。実は建設省、土地に對して責任を持つておる省といたしましては、もう前から大蔵省といふ人なり合つておるものでございます。したがつて、原則的には土地は投機の対象にすべからずといふ強い態度でいきたいと思つております。しかし、いまいろいろ土地が買われておる。それも、工場分散のためにやつておるところもあるし、いろいろあつて画一でございせんから、建設省としてはいま調査をいたしております。上場会社全部に對

して詳しい調査をして、その実情をちゃんとつかんでからひとつ対処したい。これはあなたがおっしゃいますように、われわれ十分気をつけます。しかし、そこまではいいんですが、さあ私権を制限する法律になりますと、それから先がなかなかむずかしいことになりまして、今度の農地の宅地並み課税のような問題もありますし、なかなかむずかしいでございまして、いまよりよく世論は、土地問題については相当に真剣にやらなければならぬ、こういうことでございまして、十分留意したいと思っております。

○亀山委員長 それでは次は、桑名義治君。

○桑名委員 今回の新都市基盤整備法は、都市あるいは地域づくりの観点から、いわゆる土地の売買及び土地の利用までの手法が述べられているわけではございまして、この手法のみでは決して土地づくりにできるわけではございませんし、こういった面から考えた場合に、財政的なものはほとんど盛られていないと言っても過言ではないと思うわけでございまして。これらの点についての財政的な面の処置はどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか、その点をまず伺っておきたいと思っております。

○高橋(弘)政府委員 新都市基盤整備事業の施行者は、御承知のとおり日本住宅公団または地方公共団体ということになっております。御承知のように、住宅公団も地方公共団体も、従来から宅地開発につきましてもいろいろな事業を行なっておりまして、その中で宅地取得で非常にむずかしい問題が多くなりましたので、こういう新しい手法でそういう用地の取得難をある程度解決しようというところで、この法案を御審議願っている次第でございまして、したがって、この財政措置といたしましては、住宅公団は御承知の財政資金、従来の財政資金でございまして、この資金を活用する。また地方公共団体は、現在住宅金融公庫の融資が宅地開発につきましても半分以上にございまして、いま半分以上と私申し上げましたのは、宅地開発全体を総計してみますと、大抵資金としては住宅金融公庫から五十数%である

ということを申し上げたわけでありまして。あとと地方債、交付公債というふうなものでこの宅地資金をまかなってある次第でございまして。そういう従来資金をなおワタをふやして、そうしてこの事業を遂行してもらおうということを考えておる次第でございまして。

それからもう一つ問題になりますのは、先ほどの御質問にもございましたけれども、こういう事業を行なう際の関連の公共公益施設の整備につきましても、その費用が地方公共団体の負担になる。特に市町村は相当の負担になるという点についてでございます。これにつきましては、従来、四十二年に五省協定がございまして、事業主体によりまして、その長期の立てかえ施行という方式でやってきたわけではございまして。しかしながらこれに

つきましては、その資金ワタの問題、またその償還期間の問題、対象の問題、そういういろいろな問題についてなお改善を要するものが多いわけではございまして、そういう点につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、私ども地元財政負担を軽減するような改善策を考えたいというふうに考えております。同時に、地方公共団体の財政の範囲を広げるとか、補助率のかさ上げの問題とか、また、これは自治省にぜひお願いしなければならぬが、地方債なり地方交付税の措置の充実というふうな財政措置を十分に考えたいということが必要であると思っておりますので、私どもは特別の措置案というものをいま検討いたしております。これは早急に結論を出しまして、関係の方面と打ち合わせして実現をはかりたいというふうに考えておる次第でございまして。

○桑名委員 局長は非常に懇切に説明をされ、上のせいのいわゆる財政措置のお話まで一べんに伺ったわけではございまして、いまいちうな説明がございました。五省協定のとお話もございました。その問題はまたあとでいろいろとお話をしたいと思いますが、要するに、いまお話がありましたように、この事業主体は公団もしくは地方公共団体であるということになれば一番問題になります

すのは地方公共団体が事業主体になるときだと思ふのです。先ほどから、地方債あるいは補助率の改定等いろいろなお話もございましたけれども、現実にはこの事業主体が市町村になった場合に、これだけ計画されたばく大な土地の取得がはたして可能であるかどうか、これは非常に疑問があると思ふのです。何となれば、首都圏の中でも非常に財政力の貧弱な町である場合にはこれだけの負担能力というものは当然あり得ない。そういう面についてどういうふうな配慮が行なわれているかというところがまた一つの問題になると思うのですが、その点について伺っておきたいと思ふます。

○高橋(弘)政府委員 施行主体の財政力の問題についての御質問でございまして、施行主体である地方公共団体というものがどういう事業を計画します場合、もちろんみずからの財政力も十分考えながら事業をやるということになるかと存じます。したがって、市町村におきまして財政力が乏しいということでありまして、これは都道府県がこういう事業を行なう。また都道府県でもそういう事業をやりたいけれども、財政力の問題でなお踏み切れないという場合におきましては、住宅公団がこれに乗り出して事業を行なうという場合もあるかと存じます。したがって、この事業をやります前提といたしましての話でございまして、そういうことを関係者で十分協議しながらきまっていこうというふうにお考えはおるわけではございまして。

○桑名委員 この地域が指定された場合、いわゆる完成をするまでには大体何年を予定されておるわけですか。

○高橋(弘)政府委員 これはもちろん施行区域の広さとか、また位置だとか、各筆ごとの土地の有者が何人いるかというところによって相当違ってくると思ひますけれども、従来からの経験によりますと、用地取得に大体二、三年、それから御承知の、取得後に土地の整理を行ないますが、土地の集約整理の期間が大体四年だということで、大体七年くらいかかる。これは平均的なことでござ

いますけれども、そのように考えておる次第でございまして。この事業は、御承知のように用地を確保いたしまして、そしてこれを集約整理して、開発誘導地区、根幹公共施設の用地というものと民有地というふうに分けておるということ、あとはそれぞれの管理者なり施行者これを引き渡すというふうになっておる次第でございまして。その土地の整理の終了までは、土地の整理がすぐできるとすれば、用地取得から四、五年目から七年までかかって土地の整理、集約が終わるというふうにお考えしております。

○桑名委員 この本法でございまして、いわゆる土地利用計画及び買収に一応限られているということになるわけではございまして、そうすると、その上の上のせの分については一応は現行法の適用を受ける、こういうふうにお考えはいいわけではございまして。

○高橋(弘)政府委員 先生の御質問のとおりでございまして。

○桑名委員 そうしますと、ここで考えられますことは、いまこの地域が指定された場合には約七年くらいと予定しているというところではございまして。そうしますと、一つの町というふうに限定をして考えると、一つの町に五万以上の集落が新しくでき上がる。そうすると、現在の人口急増地と全く同じような現象が出てくると思ふのですが、現在の人口急増地における弊害、これを建設省としてはどういうふうに一応認識なさっておられますか。

○高橋(弘)政府委員 御承知のように、この法案の目的は、大都市の周辺におきまして新しい都市を計画的に秩序正しく建設して、その場合におきまして、この新都市は環境のいい、また公共公益施設を十分備えた適正なものにしようというところでございまして。したがって、先生の御質問の御趣旨が、人口急増地域における過密の状態、それから公共施設が整わない状態というところで御質問でございまして、私どもは計画的にそういう公共施設その他は先行的に整備する。また地域内のいろいろなマスタープランも先につくつ

て、それに基づいて行なう。環境の良好な都市をつくるという意味におきまして、従来のように自然に人が集まるといふ人口急増地域と違つて、相対的に人口が減少するといふふうな私どもも確信いたす次第でございます。ただ、先生の御質問が、財政力の問題で、その市町村がどうなるかというところでございます。これは市町村の財政負担がやはり相当多くなりまして問題がございまして、先ほどからお答え申し上げておりますように、最近の情勢に應じて何らかの特別措置を私どもも考えなければいけないということで、現に私どもも特別措置案というものを検討いたしておる次第でございます。

○桑名委員 いま局長からいろいろと説明がございましたが、現在の人口急増地域は自然発生的に大きくなつてゐるわけじゃございません。いわゆる都営住宅ができたたり県営住宅ができた、あるいは膨大な公団住宅ができたとして、政府の政策的な意図をもってそういうふうな人口が急増してゐるというのが事実でございます。その上に立つていろいろの弊害が起つてゐるわけですから、その上に立つての弊害をどのようにお考えになつていらつしやるか、この点を伺つておるわけでございます。

○高橋（弘）政府委員 さつき申し上げましたように、自然に人口が集まつたといふのは必ずしも個別にということでもないわけでございます。従来のように小規模な宅地開発なり住宅建設といふものが、あまり秩序正しくなく建設されるという場合におきましてそういう弊害が起るかと存じますので、今回におきましては相当規模の地域を一定の地域としてあらかじめ指定し、その中のマスタープランをあらかじめ定め、公共施設等を先行的に整備し、環境のいいものをつくらうといふものでございまして、先生のおっしゃるやうに弊害もこの手法を用いば解決できるというふうにお考えおるわけでございます。

○桑名委員 いま局長のせつかくの御答弁ではございまして、私はどうしてもその点については納得がいかない。現実には本法の提出の意味はよ

くわかります。しかしながら、いままで行なわれてきた住宅政策のひずみがはたしてこのことによつて解消できるかどうか、この観点につきましてもどうも了承しかねるわけですね。それで私は、今回の法律を出す前に、言うならば別途にこういうものの対応ができるような財政法を作成して、そして並行的に本法の提出があつてしかるべきではなかつたか、こういうふうにお考えのわけでございます。現在の人口急増地域にはいろいろの問題がございまして、いわゆる地方負担の異常な増加という問題、あるいはまた財政基盤が貧弱であるために非常に各市町村の財政を圧迫してゐるという問題、それから現在住んでゐる住民と新しい集落の住民との間に非常に融和が欠けてゐる、あるいはまた現住民の住居地、いわゆる現在の市街地でございまして、それと今度新しく生まれてこようとする住宅地との間で社会投資のバランスをくずすという問題、あるいはこういう新しい住宅地に対する投資がばく大になるために、言うならば市街地の環境整備が非常におくれてゐる、このような問題が現実起きておる。これはもう局長も御存じのように、町田や船橋、そういうところに行つてみますと如実にその問題が起つておる。また現在の人口急増地の中で特に重大な問題になつておるのは、教育施設の立ちおくれの問題が非常に大きな問題になつておるわけですね。こういった問題を現実意識してゐる。先ほどから、言うならば地方債を云々とか補助率とか、あるいは五省協定とか、いろいろの処置が一応提起されてはおりますけれども、しかしこれは決して確定的なものではない。いまからそういうふうな処置をとるべきであらうという希望の観測にすぎないわけですね。また同じような結果を生み出してゐるのではないかとこの心配が非常にあるわけでございます。先ほど申し上げましたように、別途にこういう問題に対する財政措置を立案した上において、またある程度控へた上においてこういう本法の提出があつてしかるべきではないか。そうするとこの法律が非常に生きてくる、こういうふうには私には考えるわけでございます。

が、この点について大臣はどのようにお考えになつていらつしやるか。基本的な問題でございまして、しかも重要な問題でございまして、大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 ごもつともな御質問でございます。だいたい世相が変わりまして、公共団体の方々の考えもだいたい変わつてまいりました。昔は、住宅をつくるにつれて、工場も誘致しようといふいろいろやつてゐましたが、いまやそれとは全く反対な現象であります。したがうして、私たちがこういう法律を出す以上は、やはりもう少し地方公共団体に対する措置もなければならぬのは当然でございます。しかし地方公共団体の措置は今回は間に合いませんでしたが、私としては、あくまでこの宅地を、こういうような大規模の新都市の基盤整備をするからには、どうしてもそういう公共団体に対する援助がなければならぬと思ひます。これは自治省と御相談をいたしまして、やはり追つかけてそういう措置をとりたい、かやうに私は考えてゐるものでございます。

○桑名委員 この問題は自治省が非常に深刻な問題として現在取り組んでゐるわけでございます。し、学校問題は、これまた文部省が非常に真剣な問題として取り組んでゐるわけでございますが、建設省、自治省あるいは文部省との間にこの問題についてどれだけの詰めた話し合いが進んでゐるのか、その点についてまず伺つておきたいと思ひます。

○高橋（弘）政府委員 この人口急増地とか、また宅地開発に伴つての関連公共施設の整備による地方公共団体の財政負担の増、この問題は新都市基盤整備事業のみではございません。従来からもそういう問題があるわけでございます。この事業によつて特に財政負担が多くなつてゐるものではないわけでございます。したがうして、この法案につきましても、先生のおっしゃるとおりこれは早急に解決する必要があるわけでございます。これの問題につきましても、そういうことで関係各省十分協議をして真剣に検討してまいつております。

す。御承知の都市センターにこういうことについての研究会がありまして、都市センターに委託して、関係各省集まつて、部厚い報告書も、中小規模の宅地開発に伴うもの、大規模の宅地開発に伴うもの、二部ずつに出ております。そういう研究会を通じて関係各省十分打ち合わせて、ある程度めど、改善策というものを持っておる次第でございます。さらにまた、私どもが主宰いたしまして、関係各省の連絡会というものも設置いたしまして、この連絡会を活用して私どもいろいろこの問題の解決に当たるといふふうにお考えおる次第でございます。また特にこの問題について頭が痛い、また関心の一番おりの自治省とは私ども数度打ち合わせをしておるわけでございます。先ほどから申し上げております。特別措置の案につきましても、すでに協議に入つてゐるやうなわけでございます。したがうして、こういうものを十分詰めたがら早く結論を出していきたいといふふうにお考えおるわけでございます。

特に付着させていたいただきますならば、建設委員会に土地住宅問題小委員会というのが設置されて、まずこの問題を取り上げていろいろ討議をされることになつております。すでに第一回が開かれたわけでございます。したがうして、そういう場に関係各省集まりまして、先生方の御指導をいただきながら、これは超党派で結論を出すことになろうかと存じますので、私どもも真剣にこれを考えてまいりたいといふふうにお思ひつてゐる次第でございます。

○桑名委員 先ほどから申し上げた問題は、本法が提出されて、これが施行になつて初めて起る問題ではないことは十分承知してゐるわけですね。しかしながら、前々からこういう問題が起つておるので、本法の提出に關してそういう問題を意識しながら進めることがベターである、こういう立場から私は申し上げてゐるわけですね。本法が執行になつて初めてそういう問題が起つてくるというわけじゃございません。この点について自治省と文部省の御答弁を願ひたいと思ひます。

人口急増市町村の学校施設、用地の問題は非常に大きな問題でございまして、建設省、自治省といろいろ御相談をしながら仕事を進めておりますが、本年度はまず校舎の問題、特に急増市町村につきましては、新増築という形で、児童生徒の増に伴う校舎建設が非常に緊急な問題になっております。そこで対策としては二つあるわけでございますが、一つは事業量を非常に伸ばさなければいけないという形で、補助金の額にして百八十六

○桑名委員　かつて建設大臣の、この種の問題について五省協定を法律的なものにして提出をしたいというふうなお話を承っておるわけでございます。この点について大臣の御意見を伺っておきたいと思つたのです。

○桑名委員 大体時間が来たようでございますの

たしてうまくいくのかどうか、この点の見通しを

する、利用しやすくするということも考えておりますし、またこの換地計画というものは都道府県知事の認可によるということでも十分適正を期しております。同時に、この換地計画の内容についても、公衆の縦覧とか、また、土地整理審議会

法制の中にはこういうことは認められなかったのであるが、しかし、占領後のアメリカさんの示唆でこういうものがだんだんはやつてきて、実は、この法律でどの法律の何条をどう読みかえるとか

なんとか、法律自体を改正しないでほかの法律で改正されて、法律を受けるほうの国民の側からいうと何が何だかわからない。役人だけがそこを知っているということ、この法律はこう書いてあるじゃないか、いや、それは違います、この法律でこはこうなっていますということ、法律自体のていさい、法律自体の権威というものが非常に便宜主義になっていることは事実であります。

これは私は一つの悪いくせだと思っている。にもかかわらずここで、いま片一方の委員会で実際の法律は審議しているのですよ。ところがここの委員会ではこんな法は要らないのだということになると、一体何のために論議しているのですか。せめて、できた法律があつて、その法律の条項がじやまになるというのなら、便宜上いま私が言つたような形で、よくはありませんけれども、この法律でこういうことを読みかえようという便宜的なものはあるかもしれない。しかし実際はまだ地

方行政委員会ではこの法律をどうしようかというようなことでいろいろ議論されておる。これはまだ参議院も通っていない。これでは国会は全く侮辱されているということであって、われわれ審議することにきわめて大きな支障がある、というよりも審議ができないでしょう、こんなことでは。事務的にはあなたの言うようなことは言えませ

よ。しかし国会はどうなるのです。われわれは何のために審議しているのです。一生懸命でわれわれが審議している法律を、このままこれを承認するかあるいはここをどうするかということをやっている、その同じ国会でこの法律は適用しないんだ。私は国会侮辱もはなはだしいと思うのですよ。これはひとつ内閣総理大臣に来てもらつてここで答弁をもらわなければ私は了承できない。内閣の問題ですから。出されたのは閣議を経てきていることは間違いないのです、この点だけは。

繰り返して言うようだけれども、私どもとして

は地方行政委員会と真剣にこういふことを審議しているのです。それが、おまえたちのほうはそのうちで審議をやつていけばいいんだ、こつちの委員会ではこういふものは削つていくんだということになる、これは法律のいいいとしてはいへん、前の国会でこうお願いしたんだけれども、どうもぐあいが悪いからこゝを直したと言ひわけができるかもしれない。しかし、事務的にやるからやるといふ官僚のものの考え方は——私どもは真剣に与えられたものを審議しなければならぬ。この際委員長にお願いするんだけれども、この法律の通るまでにやはり総理大臣に來てもらつて、両方とも閣議で決定をされたのですから、その間のいきさつを聞かない限りは、こゝういふ法律を通すということは国会としてきわめて不具議だと私は思つておる。

○高橋(弘)政府委員 先ほどの御説明に少し補足させていただきますけれども、私どものこの御審議いたしておる法案でも、公有地拡大の先買ひの制度というのを活用するほうが、いろいろ先生方から御質問のございますような土地ブローカーの介入とか買ひ占めというふうなものも防除できるために、これは必要だろうと存じておる次第でございます。ところが、私どもの法案を閣議決定する前にすでに公有地拡大の法案が閣議決定になつておるわけでございます、この法案と同じものを審議することはまた法案の技術上からいいますと重複になるわけでございますので、先発して閣議決定いたしました公有地拡大の法案が通りましたならば、これは番号を添えて、そしてあらためてこの事業についてもそれが適用になるという追加をしていただくということ、こゝういふ附則の案ができておる次第でございます、実質的にもぜひ必要であるというふうに私も考えておるわけでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいわけでございます。これは法律が通つて一年後といひますと、一年間は公有地拡大の先買ひの制度は適用にならぬことになりましてやはり相当問題が多かるうと存じますので、私どももこゝういふ附

則の改正をいたしたのでございまして、先ほど申し上げましたように、これは立法技術的にも、法制局と相談しまして、前例があるのでこゝういふお願ひをいたしましたわけでございます。

○門司委員 私は事務当局の答弁を要求しておるわけでございます。閣議で決定して、そしてそれが通るかとお通らぬとかいふこと、これは国会の審議でございまして、われわれのほうの關係である。しかし、閣議は一応やはり通るというものの考え方では出されておることも事実である。通らぬだろうといつて閣議で決定して出される法律といふものは私はあまりないと思うんだが、ひよつとするとこのごろあるのかもしれない。しかしいづれにしても、同じ内閣で、同じ議會で、片一方に提出されているものが片一方の法律でこれが削られるとか読みかえられるとかいふ改正が行なわれるということについては、私は国会議員としては、政府のそういうやり方についてさうございまして、この点はぜひひとつ総理大臣に出できてもらいたい。そして総理大臣がこれを承けておるかどうか。また承しつておるとすれば、国会と行政府との關係を一体どう考えておるかということでありまして、少なくとも憲法で規定された国権の最高機關である定められた国会に提案された法律が、同じ会期でこゝういふ形で出てくることについては、これは明らかに国会の侮辱だと思つて、審議権の侮辱だと思つて、この点は総理大臣に出でてもらつて明確にひとつ答弁してもらふことを私はこの機会に保留をいたしたいと思ひます。これはひとつ委員にお願ひをしておきたいと思ひます。

○龜山委員長 門司委員にお答えいたします。よくわかりました。できるだけ努力をいたします。○門司委員 これはできるだけ努力をしますと言つたつて——私は委員長をあまり信頼しないわけでもありません。きわめて信頼の置ける委員長だと考えておりますので、できるだけと言われれば大体そつういふことを実行していただけるものと解釈することがよろしいかと存じております

が、しかしこの問題について、単にこゝだけではなく、将来こゝういふものが出てきたら困る。法制局はこれではいんだと事務的の考え方だけでやられたのは国会は迷惑です。きわめて大きな迷惑です。だからこの点はひとつ特に委員長にお願ひをしておきたいと思ひます。

したがつて、本来ならそこだけで私はきょうの質問は実は終わらうと思つておつたのです。これが片づかぬ限りにおいてはこの法律を見ろという気がしないのです。ところがまあさうもまいらぬかもしらぬと思ひます。委員長はできるだけ努力すると言つておりますので、委員長のこゝろを第一信じて、それからまあ大臣もおいでになりますから、いろいろ内容の問題等についてもこの際少し聞いとおきたいと思ひますが、この法律の出できた由来といふものは一体どこにあるかといふことが私どもには疑わしい。そのことは、先ほどからしばしば議論されておりますように、資金係關その他が十分でないことである。それからもう一つは、一体これはどういふ形にしようというのですか。私はその点がちつともわからぬのです。といひますのはどういふことかと言ひますと、この法律でいう市街地の形成といふのが、何にもないところのたんのまん中にこしらえるというわけじゃないでしよう。市街化区域なんです。市街化区域に指定されておる場所といふのは、旧市街地が形成されておる部分があるのであります。それと同時、こゝういふ土地においてはほとんど全部といつていいほど大体の青写真もできておりますし、接触すべきものはたくさんある。どこでこゝういふ点と旧市街地との調和をさせようといふのか。この点はひとつ前段として私は聞いておきたいと思ふのです。

○高橋(弘)政府委員 この事業は、先生おっしゃいましたとおり市街化区域におきまして施行いたす次第でございます。この施行する地域につきましては第三條に規定いたしておりますとおりでございますけれども、先生のおっしゃつたようなことを中心に申し上げますと、御承知の、建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないというところで事業施行に伴いますところの摩擦を避ける、比較的土壌の利用度が低いところをこの対象にするといふことを私も考えておるわけでございます。同時に、この事業によりましてで

き上がりまふところのものが環境のいい良好な新都市でございます。したがつて、良好な住宅市街地が相当部分占めるということを私も考えておりますので、この地域におきましてそれに適したような用途地域、第一種住居専用地域とか第二種住居専用地域とかといふようなものが指定されておるといふことも前提にいたしておるわけでございます。また主要な公共施設に関する都市計画も定められておるといふようなこと、この地域を選定したのでございまして、先生の御質問の御趣旨は、その施行する地域の旧市街地との接触といふことでございましてけれども、私どもさういふような、先ほど申し上げたような基準からいたしまして、建築物がきわめて少ないといふところを選ぶといふことをまず考へて、事業の摩擦を少なくするといふことでございまして、しかしながら、先生の御質問の趣旨が、こゝういふような新都市ができて、それと旧市街地との關係の格差といふような問題でございましてならば、その施行区域には旧市街地は入りませんけれども、その旧市街地におきましては従来の手法、区画整理だとか再開発だとか、こゝういふ手法を十分試みて、市街地の環境を整備していく、公共施設を整備していくといふこともあわせて事業を進めてまいる必要があろうか、こゝういふ存じておる次第でございます。

○門司委員 私がさういふことを聞きましたのは、この法律自体についての表題なんです。『新都市』と書いてあるのです。『新都市』とは何ぞやといふことです。いまの局長の答弁を聞いていますと、新しい都市をこしらえるのだといふけれども、これは古い都市の中にできるのですよ、現実に。したがつて、市街地を整備するといふ法律ならわかるのです。新整備法といふならわかります。新市街地、市街地といふのは何です

が、しかしこの問題について、単にこゝだけではなく、将来こゝういふものが出てきたら困る。法制局はこれではいんだと事務的の考え方だけでやられたのは国会は迷惑です。きわめて大きな迷惑です。だからこの点はひとつ特に委員長にお願ひをしておきたいと思ひます。

したがつて、本来ならそこだけで私はきょうの質問は実は終わらうと思つておつたのです。これが片づかぬ限りにおいてはこの法律を見ろという気がしないのです。ところがまあさうもまいらぬかもしらぬと思ひます。委員長はできるだけ努力すると言つておりますので、委員長のこゝろを第一信じて、それからまあ大臣もおいでになりますから、いろいろ内容の問題等についてもこの際少し聞いとおきたいと思ひますが、この法律の出できた由来といふものは一体どこにあるかといふことが私どもには疑わしい。そのことは、先ほどからしばしば議論されておりますように、資金係關その他が十分でないことである。それからもう一つは、一体これはどういふ形にしようというのですか。私はその点がちつともわからぬのです。といひますのはどういふことかと言ひますと、この法律でいう市街地の形成といふのが、何にもないところのたんのまん中にこしらえるというわけじゃないでしよう。市街化区域なんです。市街化区域に指定されておる場所といふのは、旧市街地が形成されておる部分があるのであります。それと同時、こゝういふ土地においてはほとんど全部といつていいほど大体の青写真もできておりますし、接触すべきものはたくさんある。どこでこゝういふ点と旧市街地との調和をさせようといふのか。この点はひとつ前段として私は聞いておきたいと思ふのです。

○高橋(弘)政府委員 この事業は、先生おっしゃいましたとおり市街化区域におきまして施行いたす次第でございます。この施行する地域につきましては第三條に規定いたしておりますとおりでございますけれども、先生のおっしゃつたようなことを中心に申し上げますと、御承知の、建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないというところで事業施行に伴いますところの摩擦を避ける、比較的土壌の利用度が低いところをこの対象にするといふことを私も考えておるわけでございます。同時に、この事業によりましてで

き上がりまふところのものが環境のいい良好な新都市でございます。したがつて、良好な住宅市街地が相当部分占めるということを私も考えておりますので、この地域におきましてそれに適したような用途地域、第一種住居専用地域とか第二種住居専用地域とかといふようなものが指定されておるといふことも前提にいたしておるわけでございます。また主要な公共施設に関する都市計画も定められておるといふようなこと、この地域を選定したのでございまして、先生の御質問の御趣旨は、その施行する地域の旧市街地との接触といふことでございましてけれども、私どもさういふような、先ほど申し上げたような基準からいたしまして、建築物がきわめて少ないといふところを選ぶといふことをまず考へて、事業の摩擦を少なくするといふことでございまして、しかしながら、先生の御質問の趣旨が、こゝういふような新都市ができて、それと旧市街地との關係の格差といふような問題でございましてならば、その施行区域には旧市街地は入りませんけれども、その旧市街地におきましては従来の手法、区画整理だとか再開発だとか、こゝういふ手法を十分試みて、市街地の環境を整備していく、公共施設を整備していくといふこともあわせて事業を進めてまいる必要があろうか、こゝういふ存じておる次第でございます。

○門司委員 私がさういふことを聞きましたのは、この法律自体についての表題なんです。『新都市』と書いてあるのです。『新都市』とは何ぞやといふことです。いまの局長の答弁を聞いていますと、新しい都市をこしらえるのだといふけれども、これは古い都市の中にできるのですよ、現実に。したがつて、市街地を整備するといふ法律ならわかるのです。新整備法といふならわかります。新市街地、市街地といふのは何です

か。ここに書いてある「都市」というのは何ですか。そういうものの考え方で議論をしていくところに、さっきから言うような変な質問をしなればならぬようになるのです。新しい市街地を一つの都市の中にこしらえるのだ。現実の一つの都市の中の整備ですからね。そうなんでしょう。何も新しい、都市でないところにこしらえるわけじゃないでしょう。だから、私はもの考え方、この法律を見ておかしなことを書いてあるなとは思っておいたのです。新都市計画というなら、従来たとえば都市の形態を整えていなかった、そこに新しい五万なり十万なりの市街地をこしらえるのだという形なら、こういう法律で私はわかると思うのです。しかしすでに市街地の中であって、そして市街地区域になつておるところを整備するだけであって、いわゆる都市の市街地の整備であって、新しい都市をこしらえるわけじゃないでしょう。だから、これはさっき言ったような既存のものがあるのだが、これはどうするかという問題のだけだ……。

○高橋(弘)府委員 私どものこの施行する場所は、いわゆる大都市市街地から、東京でございまして五キロ以内の距離の遠いところ、大阪でございまして三十キロ以内の距離の遠いところ、という場所、新しい半独立型の都市を考えようというふうに考えておられる次第でございします。したがって、既に市街地の中ではないことをやるというところはございしません。そういうものの周辺で相当遠いところで行なう。したがって、第三條におきまして、相当の距離がある関係で、そうして自然のままに推移したならば市街地が進展しないという地域を設定して、先行的に公共施設等を整備しようというところをございします。ただ、先生の御質問の中でありました市街地区域でやるのじゃないかという御質問ですけれども、御承知のように、市街地区域といひましても十年以内に市街地化していくところをございまして、既成市街地だけではございしません。したがって、この対象となりますところは、市街地区域でございまして、先ほど申し上げたようにまだ建物の少

ない敷地ということをございまして、いわゆる既成市街地ではございせん。それから、先ほどどなたかの先生にお答え申しましたけれども、この地域を指定する際に、市街地区域のそういうようなところ、大都市の相当遠い周辺部で施行する場合に、市街地区域だけで施行区域を設定できない場合におきましては、その周辺の調整区域を、都市計画法の慎重な手続を経ましてこの市街地区域に編入しまして、そしてそこにおきまして事業をやろうという次第でございします。したがって、もともと端的に申しますと、既成の市街地、家を連綿しておるというところは、これは施行区域には含まない。建物が非常に少ないところを対象にするということをございします。

○門司委員 そうするとますます不可解になってくるのですが、先ほどの質疑応答を聞いていますと、財源の問題についてはほとんど触れられておられない。日本の今日の都市行政で最も遺憾なのは先行投資がないということでしょう。市街地をこしらえるには、まず市街地にふさわしい先行投資をしておかなければ、そこに市街地を幾らこしらえても、それはきわめて非民主的、というよりも非文化的なものになる。これが日本の都市計画の最大の欠陥でしょう。たとえば、あなたのほうはよく御存じだと思ふのですが、アメリカの都市形態を見てごらんない。たとえば道路はもとより、自動車の通る道路がなければならぬ。下水と水道と、即日電話の引ける場所でないれば家は建てさせないという方針をとっているでしょう。この規定をびしと当てはめて、あとで水道がないかや下水がないかとかやましいことを言う必要はない。ところがこの場合に、これに必要な予算というものがちよっとも考えられておらない。そして、いや財投を持ってくるとかあるいは公庫のお金がどうか言われておりますけれども、こうなつてくると、ひとつこの辺をもう少し掘り下げて私は聞いておきまさんと、形の上だけでは家が建つことになった。しかしそこには下水も完備しておらない、水道もどうなるか。水道なんというのは、これは大都市の今日の水道の

状態で最も重要な問題は、水源がだんだん遠くなつていくということである。もはや既成の、たとえば東京にしても横浜にしても大阪にしても、既成の大都市の水源というものは、いままでの水源では保障はできない。どうしても水源はだんだん遠くなる。日本全体がだんだんと文化化していくことになってくる。家庭の生活はだんだん文化化してくる。どんなに遠いなかに行つても、結局は下水の処理場を設けなければならぬ。これが一本。私どもの考え方としては、広域下水道というように、地方における一つの大きな川のそばにもう一つの川を掘って、いわゆる汚水をその川へ流して、汚水はいままでの既成の川には流さないような形態をとっていくような大計画がこれには必要だ。これは教育の問題でも同じだ。さっきから文部省の答弁を聞いておりました。いろいろな問題があります。過密都市ではもっとやっかいなことがある。私どもの横浜ではあと五年くらいの間、いままでの調子で人間がふえていけば、約二百くらいの小学校を建てなければ追いつかない。この資金と敷地を一体どう求めるかということである。私はこういう問題、いわゆる先行投資、ずっと新しい市街地をおつくりになるならば、まず財政の問題を考えた、先に、水道をどこから持ってくるんだ、下水はどう整備するんだ、学校はこうするんだという青写真がなければ、ただこの新都市計画であつた方の役人の何だか権力だけをふやすだけで、実際はどうにもならぬでしょう。

日本の今日の行政で最もおくれおるといわれている生活環境の整備、この整備を一体どこでするのですか。この資金については、何かさきから聞いておると、財投であるとかいろいろなことを言つておられますが、今日の財投計画はそういうところに一体どれだけ回せるのか。地方の自治体はいまどうなつてゐるか。地方自治体の借金している総額は、ごく大まかに見てまいりまして一般財政において約三兆、二兆九千七百七十億も借金を持つておる。こういう公共事業というか、いわゆる公営企業に対しては三兆三千億以上の借

金を持つておる、こういう事態なんです。これに支払つておる元利合計が一体どうなつておるか。その上に仕事を、新しい都市をつくつていくとするなら、そういう先行投資の財源が要るはずである。その財源を認めないで、見ないで、おいて、そして給だけここにみてみたところで、しよせんは青写真にすぎないのである。私はむしろ、こういう法案を出されるなら、大蔵省と十分話し合ひを願つて、そうして、まず道路はこうするんだ、学校はこうするんだ、水道はこうするんだ、下水はどうするんだという青写真をここに示されない限りは、こういう法律をつくられたからといってこの法律はどうにもならない。日本の今日の都市計画の全体を見てまいりますと、御承知のように、昭和二十五年の国土総合開発以来、地方開発に関する法律は、この法律ができると百七十七になるでしょう。百七十七という法律、この法律は全部地域開発に関連した法律である、多かれ少なかれ。そしてこれは全部地方の自治体が背負わなければならぬ。しかも、こうした理想的な考え方がどんどん出てきて、そのしつぽのほうでつくるお金は一体どうするのだという、それはまだわからぬというように、一体よろしいのかどうかということである。私は少なくともこの機会に示していただきたいのは、さっき言いましたように地方ではたくさん借金を背負つておられて、これの元利の償還がどうにもならぬようになってゐる。ことしまでは何とか、あるいは来年までぐらひは地方財政の中で起債がどうか償還ができるかと私は思いますけれども、もうその次に来れば、おそらく赤字公債を出さなければならぬことになるでしょう。そうなつてきた場合に、地方自治体がそれを償還する能力を持つてゐるかということである。国は少なくとも、どんなに借金をしたからといって日本銀行が背負つておられますから、ある程度この償還はできるはずである。ところが地方の自治体はそうはいりません。そうなつてくると、結局問題は、この問題を解決しようとするには財政の問題をひとつこの際明らかにしたいだ

く。そうして地方の自治体に負担をかけない、あるいは負担をかける場合にこういう形になるんだということでない、住宅公団は住宅公庫から金を借りられることはだれでも知っているし、開発銀行からも借りられるかもしれない。あるいは地方の自治体はこの公営企業、金庫から借りられるかもしれない。どこからでも借りられることも私もよく承知しておる。しかしそれだけではものは片づかぬのであります。こういう点について、こういう目安がほんとうにどのくらいいついていいのか。これを施行せよとすれば一体どのくらい財源が必要なのか。それが一体どのくらい見込まれておるのか。ただばく然と思いつきでこういう法律を出されておるなら、それはそれでよい。しかしこれをやるんだということをお考えになっているなら、大體積算の基礎というものはあるはずだと思ふ。どのくらいのものを見込まれているか。水道にはどのくらい要るか。教育費はどのくらい要るか。下水はどのくらいでどうなるか。あるいは道路はどのくらい。はなはだしいのは、ここには「鉄道」という文字が入っている。鉄道なんというのば敷こうとすればこれはもう簡単にはいかぬですよ。いま赤字ばかりこしらえている鉄道。どうにもなりはせぬ、これは。私はこういう法律全体をずつと一通りだけしか読んでいません。あなたの方のほうの説明はこの説明書によって承知をした範囲ですけれども、どうもこの法律はあまりにも思いつきらしい法律ではないかという気がしてならない。

そこで、もう私に与えられた時間も、ここに委員長からえらいやかましい手紙が来ておりまして、これを見ると、あまり長くないように書かれておりますからこの機会に、この資金の見通しというのが一体どういう形になっているのか、これを大蔵省とそれから自治省のほうから、資金は心配ないというのなら心配ないという、そうして地方の自治体に迷惑をかけないというのなら迷惑をかけないということだけ、この機会にはつきり聞かしておいていただければ、大體委員長から指図された時間になろうかと思ひますから……。

○高橋(私)政府委員 先生のおっしゃった道路だとか下水道だとか学校だとか、そういうものを十分整備して新都市をつくらなければいけない。これは先生のおっしゃるとおりの事業でございませう。そういうために、これは目的をごらんいただきますとおわかりのとおり、新都市の基盤というものをまず先行的に整備しようということ、この事業が始まるわけでございませう。したがって、ここにございますように、根幹の公共施設というのは道路、鉄道、公園、下水道その他の政令で定めるいろいろな施設というものを、まず先行的に用地を取得して整備していこう。同時に、開発誘導地区というように、この地域の市街化を進めるための中心となるところ、その市街化を進めていこう。その中には学校も整備しよう、その他の利便施設も整備しよう。そういうような新都市の基盤をまず先行的に整備して、しかる後にそれぞれ公共施設の管理者なり住宅の建設の主体にこれを渡していこう。そのときに民有地のところは民間の手も借りて一緒に町づくりをしていこうということでございます。先生のおっしゃるとおりでございます。時間がございませぬので簡単にしか申し上げませんが、この関係でしからばどのくらいお金がかかるかという点についてでございますが、実はこれは私もモデル的にこまかく積算をいたしておるのでございませう。これはごく簡単に申し上げますと、面積が大体標準的なもので千ヘクタール、人口が十万人ということを想定いたしますと、この新都市基盤事業で七百八十一億というものを私も考えておる次第でございます。根幹公共施設及び開発誘導地区の事業費で五百六十七億、その他関連の公益的施設の整備について百七十四億、それから民有地のところで必要となる公共事業費で四十億というふうなことでございませう。もっとこまかい内訳がございませうが時間がございませぬので、先生のおっしゃったような下水道幾ら、何が幾らというの全部ここにございますけれども、そういうふうにございます。これを同じ規模人口で新住事業で考えてみますと千八百億、これは経費

がかります。それから、区画整理事業でいきますと七百四十三億これはかります。その場合の地方公共団体の負担につきましても私も概算で推定いたしておりますけれども、この新都市基盤整備事業でいきますと二百十五億が地元の地方団体の負担ということになります。新住事業では百九十六億、区画整理事業で二百十六億ということ、地元の公共団体の負担というのは、それぞれ、事業、同じ規模であればこれはほぼ同じである。したがって、先ほどどなたかの御質問に申し上げましたけれども、新しいこの事業も、従来の手法、新住事業、区画整理事業、この二つしか宅地開発事業の手法はございませぬが、これと比較して特別に負担が多くなるというものではないということをお申し上げた次第でございまして、ただこの地方団体の負担につきましては従来からいろいろ問題がございまして、詳しくまたここで申し上げませんが、そういう財政措置につきましてはいろいろ特別措置を考えたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

○門司委員 もう一つ念のために、これは自治省と両方、聞く前に聞いておきますが、私はいまのような答弁を求めようと考えていない。十万人の都市をつくりますのに七百四十億とか要するということが、それは積算すると、私はかなりの数字になると思ひます。それから地方の自治体がいまのこういうものと離れて、たとえばいま整備をしなければならぬ、非常に環境整備がなければならぬ日本において地方の自治体でやらなければならぬ仕事にどのくらい地方の自治体がお金がかかるかということですね。これは昭和四十五年年度に、そこに鎌田君がおりますから一番よく知っておると思ひますが、自治省が積算したのが百十兆円要する、こういっている。去年かおとし発表した知事会の数字を見ても、これは二十九兆といっている。これはまあ知事会のは知事会としての立場です。市町村が入っておりますからあれでありまして、地方の自治体は将来なすべき仕事というものを、そういうものを背負っているわけなんです。いまの次元でものを考えているわけに

私もまいらぬわけでありませう。地方の自治体がこういう環境整備をしようとすればこれだけのお金が必要になることになっている。この上にこういう仕事を持つてくるわけなんですね。だからさっきから言うように予算の関係を私は聞かなければ、どんなことをしたってこれは問題があるし、それから、きょうは時間があればもう少し私は聞きたい。この法律自体で、ここに書いてある「根幹」とか「な」という字が使っているでございませう。一体こういう法律用語がどこから出てきたかというところであつて、こういう問題もやはり聞かないわけにはいかぬ。これは字のとおり解釈すれば根幹と幹ということになるんですが、いままでの法律用語にこういうものが一体あつたかどうかということも聞かないわけにはまいりませぬが、しかし問題は先ほどから言っておりますように、大蔵省と自治省からこの際、さっき私が質問いたしました、いま建設省からはそういう数字の説明がございまして、ひとつ自治省と大蔵省から、これに十分たえ得ることのために、地方の自治体には御迷惑をかけませんという答弁ができるならひとつこの際やっておいてもらいたい。

○龜山委員長 門司君に申し上げます。大蔵省のほうは御要求がなかったものだからきよう来ておりませぬから、自治省の財政局長から……。

○鎌田政府委員 この新都市基盤整備法の施行に伴いまして、関係地方団体の財政負担が全体でどれだけになるかということにつきましては、全体の何と申しますか個所づけと申しますか、これがまだはつきりいたしてないわけでございまして、先ほど建設省のほうから一つのモデル的な試算というものがございまして、私もそれを検討していただいております。私もその間違ったところはきわめて重い負担になることは間違いないと思ひます。したがって、私もさきほど申し上げた例の立てかえの拡充というものをよりまして当面の財政の負担というものを繰り延べてまいる。

工場団地の導入もありますよ。しかし工場団地の導入といったって、このいま公害が騒がれているときに、せっかく新しくつくった都市の中にどういう工業を導入しようとするのですか。公害との調整をどうするかという問題があるわけでしよう。そんなこと聞かなくても、もちろん公害との調整を考えるとあなた答弁するにきまっています。しかし五万、十万の都市をつくって、その人たちがそこで生活の基盤が成り立つような工業をそこへ導入して、そしてそこで公害の心配が何にもないというようなことが言えますか。私がそう

○林(百)委員　首都圏に一カ所、近畿圏に一カ所というのは、東京を中心として五十キロ、大阪を中心として三十キロ、こういう意味でしょう。大臣、そうでしょう。とりあえずそこを考えているでしょう。事務当局でなくて、これは国策として大臣にお聞きしたいのですが、とりあえずはその二カ所を考えるのでしょうか。

○西村国務大臣　私はまだ土地の実際的な問題はどこであるか知りませんが、やはりさしあたりのところは、いま高橋局長が言ったように首都圏近くで一カ所、近畿圏近くで一カ所というこ

は、金蔵のゆるみとからんで土地の買い占めをしているわけです。これは大臣も御承知だろうと思います。大臣も何とかしようとお考えになっているとは思いますが、現実には既成事実としてこういうことになっているわけです。さてそこへこの新都市基盤整備を適用した。たとえば西武などは向こう三十三年間にわたっても売り出せるような土地を東京の、首都圏の周囲に買いかかえている。こういうところへこの基盤整備法が適用されたとなりますと、そういう大企業に対して大きな利益をもたらすような結果になりませんか。大臣いかが

すので、テベロッパーがそういう相当のリスクを負いながら土地を買っておるということにつきましてはこれは論外といたしまして、この施行区域がきまらなかったところにつきましては都市計画決定できめるわけですが、その前の段階におきましては土地の所有者も十分周知徹底しておりますので、デベロッパーに土地を売ることはあるまいというふうに考えておるわけでございます。都市計画決定いたしますと、先ほど議論いたしましたように、公有地拡大法案が通過いたしますと、それと同じように先買いができますから、デ

ベロップが土地を買おうときも、公的に土地を取
得することが出来るわけでありませう。それから、
施行区域をきめたら、中に不動産業者が土地所有
者として存在していたという場合がございま
す。こういう場合におきましては、先生のおっ
しやるように半分といいますが、根幹施設を除
いた四割は大体手元に残るわけでありませう。それ
について非常に得ではないかとおっしゃいますが、
これは一般の土地所有者と同様の措置でございま
す。これはそのまま民有地を直ちに使えるという
ことではありませう。民有地は砂利まきくらの
粗造成で残っておるわけございまして、実際に
建物を作る宅地化していくためにはさらに精造
成をする必要がありませう。そのためには開発許可
も受ける必要が起ってくるのでありませう。した
がってそういうことのために相当の負担が残って
おるわけでありませう。直ちにそれをもって、不動
産業者が前から買った土地で不当にもうけること
はあるまいというふうに考えておる次第でござい
ます。

○林(百)委員 大臣にお尋ねしたいのですが、い
ま答弁なさっておるのは河野宅地部長さんです
か、あるいは高橋計画局長さんですか。——高橋
さんは事務当局ですから、この法案について一生
懸命に通そうと思つてこまかいところまでいろ
いろ答弁されておられます。八カ所の場所を發表し
ないというの、善意に解釈すれば、へたに發表し
てしまつてベロップにそこに買ひ占めの手を
伸ばされたのではたいへんなことになるとい
うことから發表を慎んでおるといふこともわか
りますけれども、少なくとも首都圏と近畿圏、東京と大
阪の周辺に本法を適用しようといふことを考
へておることは動かしがたい事実だと思つてい
ます。高橋さんは粗造成にすぎないのだとい
うけれども、しかしこの法律の中には言うまでもなく
根幹公共施設、これをつくるわけですから、民間
業者がやればなかなかできないことを根幹公共施
設で相当根幹的なものはできてしまふ。それで
宅地として残るところが粗造成程度で残る。こ
れは民間のデベロップにとつては非常に有利だ

と思つたのです。その上四割まるまる残つてくるわ
けです。そうでなければ必ずから根幹公共施設を
デベロップがやらなければならぬわけですか
ら。

そこで大臣にお尋ねしたいのですけれども、す
でに、あなた方建設省が本法を適用しようと思
ておる首都圏と近畿圏には、こういう大土地所有
者がばく大な土地の買ひ占めをどんどんやつてお
るということ、こういうことに対して規制する方
法、あるいは本法を適用した場合、そういう大デ
ベロップに不当な利益を与えないような規制の
方法、そういうことを政府は政策として何か考
えているのですかどうでしょうか。事務的な問題で
なくて、政府の政策、国策として私はお聞きした
いと思つたのです。

○西村国務大臣 とにかく、前も言いましたよう
に、首都圏で一カ所、近畿圏で一カ所考へてお
りますが、これは事業主体がどこになるかとい
うこともございまして、そういう事業をするのはある
いは地方公共団体が一番好ましいわけですが、地
方公共団体でなくて日本住宅公団がやる場合もあ
るのですけれども、たまたまそういうようなこと
でここへ土地を持つておつた人があるといへば、
あなたが言ったとおり、それをもうけさせるの
ではないかというようなことも議論になるわけ
です。私は最初も言いましたように、つまり遊休地
を持つておる、土地を投機の対象として考へる
ということ、これは絶対に今後は許されてはなら
ぬと思つておられます。したがって、それで利
益すればやはり法人に対する高額の所得に増額課
税をやらなければならぬ。これは首都圏とか近畿
圏のみならず、全国的な問題の土地を考へなけれ
ばならぬようになりまして、法人に対する税金
金の問題については政府全体として——建設省は
どちらかというといままでは大蔵省とたびたび折
衝したのですが、法人の土地譲渡の問題は税法と
して非常にむずかしいといふことを考へておるの
です。しかし、大蔵大臣ももう非常に前向きに、
税制調査会にかけてこれからはぜひ土地の譲渡所
得に対して考へたいといふことです。いま、言

までもなしに金融がゆるんでおりますから、東京
のみならず全国あちこちで買われておりま
す。買われておりますけれども、この実態が、工
場分散のために善良な意味で買われておるのか、
あるいはまた買つておけばいづれ土地は上がるの
だからもうかるだろうと思つて買つておるのか、
その辺は画一的ではございませう。したがって
建設省は、非常に困難ではございまして、先
般一部上場、二部上場の千三百社に対して実態を
調べるように、調査報告書の提出等も求めてお
ります。実態を調べないと、われわれは大蔵省ある
いは税制調査会にブッシュするにしても非常に弱
いから、実態を十分把握したい。政府全体として
は、土地は投機の対象にすべからずといふことを
今後強く抑えていかなければならぬ、かように考
へておる次第でございませう。

億の幾らを負担するような計算になるのですか。
あるいは数町が一部事務組合か何かの形でやる場
合もあると思ひますけれども、これは一体地方自
治体へ、さつきあなたの方の負担がどういふ形
でどのくらい額が転嫁されてくるのですか。一
つの場合はあるいは一部事務組合で——一部事務
組合としても、具体的な場所がわからぬのだから
そこは幾つもの町が一部事務組合になるといへ
ませんけれども、もし一つの町がそんなことを背負
い込んだらこれはとてもやり切れないのではない
でしょうか、自治体の身になってひとつ考へてみ
ていただきたいと思います。どうでしょうか。

○高橋(弘)政府委員 先ほど申し上げました七百
八十一億は一応の想定でございませうが、先ほど申
し上げましたけれども地元の地方公共団体の負担
は二百十五億であります。そのうちに市町村が百
五十億というふうにお考へておる次第でございま
すけれども、先生のおっしゃる通りに、この地域が
どういふ地域であるかといふことはまだはっきり
しませんものだから、この行政単位が幾つであ
るか、複数であるのか単数であるのか、複である
とすれば幾つあるかといふのはわかりません。わ
かりませんが、これをまとめて申し上げるところ
いうようなことでございませう。しかしながらこの
地方負担につきましても、現在におきましても五省
協定というものがございまして、これは事業主体が
立てかてこれをやつておられます、住宅公団の場
合で申しますと、立てかえて実際につくつて二十
年でこれを償還するといふようなことになつてお
るわけでございます。したがって、そういうよう
なことから、また地方財政の補助率のかさ上げ
だとか、また補助事業の採択の問題とか、地方
債、地方交付税その他いろいろいろいろな財政措
置を講じて、もつと現在のものも改善いたし
まして、地方公共団体の負担を少なくしようとい
うふうにお考へて、先ほどさういふふうにい
ろいろと御答弁申し上げた次第でございませう。

○林(百)委員 委員長、もう時間ですね。建設大
臣と自治省にお尋ねしますが、かりに七百八十一

公共団体の収入もふえてくる。住宅公団あたりに立てかえと言いますけれども、やはりこういう地方公共団体の固有の仕事はなるべく自治省が公共団体のほうに責任をもって金をやるように、流すようにすべきだと私は思います。いづれにしても法的措置をもってこれは臨みたい。これから関係者に対して、各省関係しますから、ひとつ御相談を申し上げて、法的な措置をつくりたい、かように思っております次第でございます。

○林(百)委員　そういうことなら鎌田さんに申し上げますが、やっているだろうというお話ですが、自治省の幹部としてそういう発言がはたして適切であるかどうか、私は非常に疑問だと思っております。いまは地方自治体で、私が言うまでもなくおわかりなのは、やはり中央の景気浮揚策に基づく公共事業に対する対応費をどうやって捻出をするか。そして補助金があるとは言うけれども、その補助金の率なりあるいは額が実情と合わなくて、非常に超過負担で苦しんでおる。そういう実情であるところへ、一年間の予算がせいぜい十億前後の町がもしこういうものを大きく負担するようなことになると思うのです。ただ、あなたとしては、そういう場合、自治体としてそれを引き受けるか引き受けないかは、ノーという拒否権もあるのだというようなお話がありましたので、わずかそこに救いの道を私は求めたわけですから、でも、鎌田さんとしても、これは慎重にお考えになって、かりにそういう事態が起きたとしても、十分実情に合うような補助なり、あるいは起債も負担にならないような起債を考えるべきじゃないかということを警告をしておきたいと思えます。

それから西村さんには、時間がありませんのでこれ以上私は申し上げませんけれども、やはり建設省がもう一つ高い次元で国土開発というものを考えるべきではないか。たとえば国全体にわたって、その地域の経済、文化のつり合いのとれた発展——これは何か非常にマンモス的な大都市ができて、そこではあらゆる矛盾が統括して、光化学スモッグでもおわかりのように、もうこのところ

る毎日日光化学スモッグが東京都には発生して
おる。しかもその原因はよくつかむことができな
い。いたいけな子供がその被害者になって、学
校も休校しなければならぬという状態になつて
おることは御承知のとおり。通勤時とそれから夕
方になれば、もう全く麻痺したような状態にな
つておる。こういうところを若干は緩和する意味が
ないとは私決して申しませんが、そういう
マンモス的な都市をやはりアイデアの中心に置い
てそれを幾らかでも緩和するという、そういうこ
そくな手段でなくて、広大な日本の国全体にお
つたつて新しい経済地域をつくるとか、新しい住民
の住宅地域をつくるとか、それが文化のつり合い
のとれた発展を目ざすとか、そういう総合的な民
主的な計画を建設省としては思い切つて立てる必
要があるのではないか。そうしてそれぞれの地域
の特色を生かしながら、生産や交通や通信、流通
などの施設の全国的合理的な再配置を目ざしてい
く。過疎地域にも計画的で平和的な産業、無公害
な産業が新しい基地、ファウンドをつくる。そし
て新しい都市が過疎地域にも配置されるというよ
うな、もう一段高い段階で、日本の国土をどう総
合的に開発し、日本に住んでおる国民が平和で健
康な生活ができるかということを考えていく必要
があるんじゃないか。そういうことを私申し上げ
まして、この新都市基盤整備法については一定の
批判をいたしまして、私の質問は時間が参りまし
たので終わらしていただきたいと思います。

○亀山委員長 以上で本連合審査会は終了いたし
ました。

これにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

昭和四十七年六月十四日印刷

昭和四十七年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局